

令和5年3月8日

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案
(令和5年3月8日 諮問第5号)

[携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な周波数移行に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(榎周波数調整官、田中主査、山岸主査、高梨官)

電話：03-5253-5909

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案

(携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な周波数移行に関する制度整備)

1 諮問の概要

総務省は、令和2年11月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」(座長：三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授)を開催し、令和3年8月に、その検討結果が報告書として取りまとめられた。本報告書を踏まえ、令和4年電波法改正において、以下3つの場合に、携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数の再割当てを行う制度が創設された。

- ① 電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないとき
- ② 開設指針制定の申出があったとき(競願の申出)
- ③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再編が必要と認めるとき

これを受け、総務省は、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」(主任：相田仁 東京大学大学院工学系研究科 教授)(以下「タスクフォース」という。)を開催し、再割当て要望のあったプラチナバンドを念頭に、開設指針制定の申出が行われ、開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について検討を行った。

本件は、タスクフォースの検討結果として、令和4年12月に取りまとめられた「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース 報告書」において措置が必要とされた事項等について、所要の改正を行うための省令案について諮問するものである。

2 省令改正概要

以下のとおり関係省令について所要の改正を行う。

※必要的諮問事項はゴシック体

1. 開設指針の制定の要否の決定に当たって勘案する事項の追加

総務大臣が、開設指針の制定の申出を受けた場合に、当該開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項として、以下のものを追加する。

- ・ 割当可能性のある周波数の有無（申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み）【電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 21 条の 2 第 6 項第 5 号】
- ・ 申出周波数に係る認定計画がその認定を受けた日から開設指針の制定の申出があった日までの期間【電波法施行規則第 21 条の 2 第 6 項第 6 号】

2. 標準的な移行期間を超える場合の措置に係る制度整備

（1）原則 5 年間でされている再免許の有効期間を短縮することができる場合として、再割当てが行われたときにおける既存免許人の無線局について再免許をするときを追加する。【電波法施行規則第 9 条第 3 号】

（2）既存免許人が再免許を申請する際の添付書類の記載事項を追加

再免許申請書の添付書類の記載事項について「使用周波数の移行計画の進捗状況」を追加する。【無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）第 16 条の 2 第 1 項第 7 号及び別表第二号第 2 注 5（6）】

特定無線局の再免許申請書の添付書類の記載事項に「使用周波数の移行計画の進捗状況」を追加する。【無線局免許手続規則第 20 条の 9 第 1 項第 6 号及び別表第二号の四注 10（3）】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（令和 5 年 3 月中に公布日施行予定）

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 4 年 12 月 28 日（水）から令和 5 年 1 月 31 日（火）までの期間において実施済みであり、6 件の意見の提出があった。

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の 一部を改正する省令案

令和5年3月 総務省

1. 改正案の背景

令和4年2月から開催された「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」において、開設指針の制定の申出が行われた場合の「開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項」、開設指針を制定することが決定した場合の「標準的な移行期間を超える場合の措置」等について検討が行われた結果、同年12月27日に報告書が公表されたところ、同報告書において示された下記事項について、必要となる省令等の改正を行うもの。

(1) 開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項について

開設指針の制定の要否の決定にあたっては、以下の点に留意すべきである。

- ・ 再割当ての対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間を踏まえること。
- ・ 申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無。

(2) 標準的な移行期間※を超える場合の措置について

移行期間中の既存免許人の無線局の再免許にあたっては、

- ・ 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とすること。
- ・ 既存免許人の無線局の再免許の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案すること。

※標準的な移行期間については、電波法の免許の有効期間が5年間であり、再免許が保証されていないことを勘案し、再割当ての時点から5年間が適当とされたところ。

2. 改正案の概要

(1) 開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項について

【電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正】

- ・ 総務大臣が、開設指針の制定の申出を受けた場合に、当該開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項として、以下のものを追加する。
 - ✓ 割当可能性のある周波数の有無
（申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み）
 - ✓ 申出周波数に係る認定計画がその認定を受けた日から開設指針の制定の申出があった日までの期間

(2) 標準的な移行期間を超える場合の措置について

【電波法施行規則の一部改正】

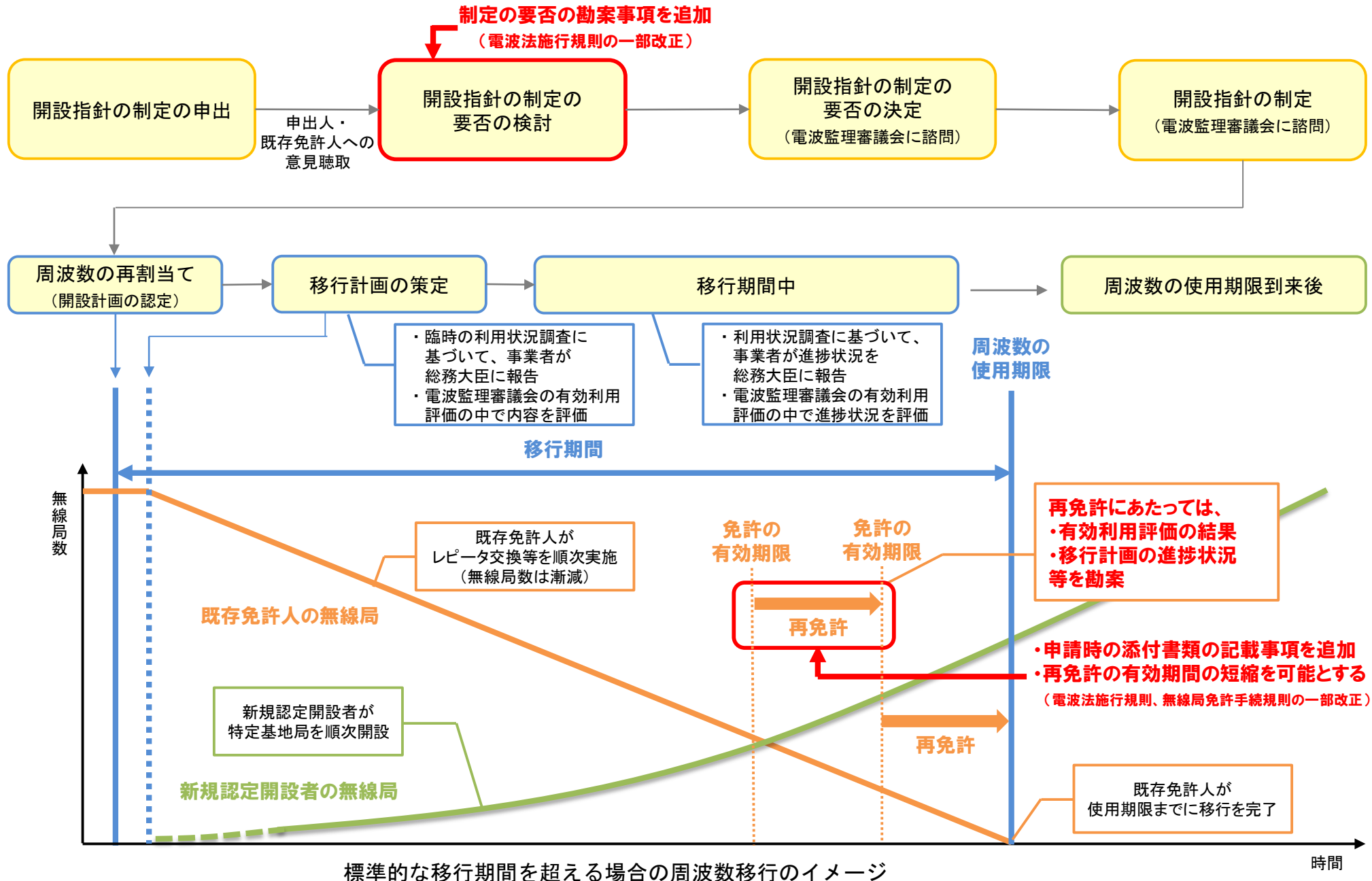
- ・ 原則5年間とされている再免許の有効期間を短縮することができる場合として、再割当てが行われたときにおける既存免許人の無線局について再免許をするときを追加する。

【無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部改正】

- ・ 既存免許人が再免許を申請する際の添付書類の記載事項について、「使用周波数の移行計画の進捗状況」を追加する。

3. 今後のスケジュール

施行期日：答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（令和5年3月中に公布日施行予定）



携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（抜粋）

(1) 開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項について

再割当ての対象とする周波数幅の決定にあたっては、申出人の契約者数やトラフィック量等を勘案することが適当である。また、今回の改正電波法で再割当て制度が導入されたことに伴い、開設計画の認定の有効期間が5年から10年に延長されたことを踏まえ、既存免許人による周波数の使用期間についても考慮することが必要である。なお、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、申出のあった周波数と同一の特性を持つ周波数において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数がある場合は、その活用についても考慮することが必要である。

以上から開設指針制定の要否の決定にあたっては、以下の点に留意すべきである。

- 申出人による有効利用の程度の見込みが電波監理審議会による既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること（例えば有効利用評価の結果が「A」の場合、申出人による有効利用の程度の見込みが「A」以上であること）。
- 再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラフィック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること。
- 改正電波法による開設計画の認定期間が従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当ての対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間及び有効利用評価の結果を踏まえること。
- 申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無

(2) 標準的な移行期間を超える場合の措置について

円滑な周波数移行を確保するためには、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるようにすることが望ましく、既存免許人の全ての無線局が使用期限ぎりぎりまで運用を続けることは適当ではない。既存免許人は、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させていくことが必要である。

このため、以下の措置を講ずることが適当である。

① 周波数の移行計画の策定・進捗管理

(ア) 移行計画の策定

- 既存免許人以外の者への再割当て決定後、総務省は、既存免許人に対し、開設指針で設定された周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画の内容等を踏まえた移行計画の報告を求める。
- 総務省は、既存免許人が策定した移行計画について、専門的な知見を有する者等の第三者による確認を行う。

(イ) 移行計画の進捗管理

- 総務省は、電波の利用状況調査の一環として、既存免許人に対し移行計画の進捗状況の報告を求める。
- 有効利用評価の一環として、電波監理審議会は、移行計画に照らして、予定通り移行計画が進んでいるかなど、移行計画の進捗状況の評価を行う。

なお、移行計画については、円滑な移行を確保するため、標準的な移行期間とする場合においても策定することが必要である。

② 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

(ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする。

(イ) 総務省は、既存免許人の無線局の再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。

別 紙

「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方

[募集期間：令和4年12月28日（水）～令和5年1月31日（火）]

意見提出者：計6件（法人4件、個人2件）

意見提出者一覧（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ	KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社	個人（2件）	

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
01 本改正全体に関する意見				
1	(株) NTT ドコモ	「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース 報告書」において示された事項に関して、その対応に必要な内容であるため、省令案、訓令案に賛同いたします。	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。	無
2	個人 1	本省令案に賛成であるが、再割当てと並行して、新たな周波数帯域の確保(未利用帯域の活用あるいは他の通信に用いる帯域の再編)にも取り組んでいただきたい。	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。 なお、新たな周波数帯域の確保については、本意見募集の対象外ですが、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書(令和4年12月)」における指摘も踏まえ、新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組を進めていきたいと考えています。	無
3	個人 2-1	読み易さの観点から、文を全体的に列文章に、漢数字をアラビア数字に変えてほしいです。	一般的な法令の書きぶりとして、原案のとおりといたします。	無
02 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正案に関する意見				
4	KDDI（株）	改正内容について賛同致します。 有効利用中の周波数の再割当てを実施することは、利用者への品質影響およびそれを回避するための大規模な移行工事とそのコスト負担、それに伴う今後の5G展開への影響等、大きな社会的損失につながります。 現在、情報通信審議会にて700MHz帯に係る技術的検討が進められており、利用可能との判断に至った場合は、本周波数の割当ては有効利用中の周波数の再割当てよりも競争条件の維持のための有効な手法となるものと考えます。	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。 また、頂いたご意見については、再割当て制度の運用及び今後の施策の検討の参考といたします。	無

5	ソフトバンク（株）	本改正案は、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書」（以下、TF 報告書と呼称）について、TF 報告書案に対する意見募集の結果も踏まえつつ、制度に反映されたという観点で有益と考えます。 一方、TF 報告書 P13 および P14 に開設指針制定の要否の決定にあたって留意すべき事項の 1 つとして示されている「再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること」については、本改正案において明示されていません。TF 報告書に記載の通り、当該項目は開設指針制定の要否の決定にあたっての重要な勘案事項の 1 つであることから、本項など適切な箇所において勘案事項であることを明示すべきと考えます。なお、仮に現行の規定上に該当する箇所があるとする場合には、該当規定について明確化して頂くことが必要と考えます。 また、本改正案の五「電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み」については、開設指針制定の要否の決定にあたっての勘案事項の 1 つとして明確化されたことに加え、申出人が再割当てを申し出る根拠の 1 つであることから、「開設指針制定申出書」（電波法施行規則 別表第二号の三の二）の関連事項として規定することが適切と考えます。同様に、上述の「申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とする」ことについても、申出人が再割当てを申し出る重要な根拠の 1 つであることから、申出時の参考資料として申出人に提出させるべきと考えます。	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。 ご指摘の「再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること」については、現行の電波法第 27 条の 13 第 2 項の「申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込み」及び電波法施行規則第 21 条の 2 第 6 項第 4 号の「既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の電波の有効利用の程度」の規定に基づき、開設指針制定の要否の決定に当たって勘案を行うことから、原案のとおりといたします。 ご指摘の「電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み」については、現行の開設指針制定申出書の「特定基地局が使用する周波数」の記載を受けて総務大臣が勘案することを想定しているため、同申出書に追加して関連事項を規定することは不要と考えます。「申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とする」ことの根拠となる情報については、同申出書の「特定基地局の電波の有効利用の程度の見込み」、「申出人の財務に関する事項」中の「契約数に関する年度ごとの見通し」等において必要な事項を記載することを想定しており、参考資料の提出方法を含め、同申出書に係るマニュアルにて明記する予定です。	無
---	-----------	--	---	---

6	楽天モバイル（株）	開設指針の制定の可否を決定する際、「電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み」を勘案することとなっておりますが、当該理由をもって否決する場合、申出周波数と同等の利用が可能であるかが必要となるため、特性・性質が同等であるかのみならず、その帯域幅についても同等であるかを勘案すべきと考えます。 なお、携帯電話は、多くの国民が利用している周波数利用効率の高い無線システムであることから、携帯電話への割当て可能性のある帯域については、引き続き、常時よりその使用可能性を模索・検討していただきたいと思います。	前段のご意見について、開設指針の制定の可否は、ご指摘の「電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み」だけでなく、「申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込み」や「既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の電波の有効利用の程度」等を総合的に勘案して決定するものです。 また、後段の新たな周波数帯域の確保に関するご意見については、本意見募集の対象外ですが、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（令和 4 年 12 月）」における指摘も踏まえ、新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組を進めていきたいと考えています。	無
7	個人 2-2	第 21 条の 2 第 6 項第 5 号及び第 6 号の語尾について、文が完全かどうか判断がつかないため、文尾に句点（。）を記載した方が良い。	ご指摘の電波法施行規則第 21 条の 2 第 6 項各号は、事項を列挙しているものであることから、原案のとおりといたします。	無
03 無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）の一部改正案に関する意見				
8	楽天モバイル（株）	電波の利用状況調査に基づき、既存免許人が移行計画を報告するにあたっては、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書」にも「既存免許人と新規認定開設者は、相互に協力して迅速な移行及び基地局展開に努めること」とあるとおり、既存免許人と新規認定開設者の両者による調整が、予め行われるべきと考えます。また、提出された移行計画を電波監理審議会において評価した結果、特に標準的な移行期間（5 年）を超える場合において、使用期限の間際まで運用を続けるなど、適切でないと判断された場合は、既存免許人に対し、再提出を求める等の措置を講ずるべきと考えます。 なお、上述のスキームにて提出された移行計画は、毎年の電波の利用状況調査、電波監理審議会の有効利用評価において、その進捗状況が評価される理解ですが、計画どおりに進んでいない場合は、総務大臣への勧告等、計画達成に向けた必要な措置が講じられるものと理解しております。	頂いたご意見については、再割当て制度の運用及び今後の施策の検討の参考といたします。 なお、標準的な移行期間を超える場合の移行計画については、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（令和 4 年 12 月）」において、「既存免許人の全ての無線局が使用期限ぎりぎりまで運用を続けることは適当ではない。既存免許人は、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させていくことが必要である。」とされており、既	無

			存免許人の無線局を漸減させる計画とすることが必要と考えています。 電波監理審議会における有効利用評価の結果を踏まえ、適切に対応してまいります。	
9	個人 2-3	別表第二号第 2 の注 5(6)は新設なので、下線を記載してください。	ご指摘を踏まえ、注記として下線を追記いたします。	有
10	個人 2-4	現代かな遣いの方が理解し易いため、別表第二号第 2 の注 5(6)中の促音を、小さく表記してください。	本省令における書きぶりの統一性の観点から、原案のとおりといたします。	無
11	個人 2-5	別表第二号の四の注 10(3)は新設なので、下線を記載してください。	ご指摘を踏まえ、注記として下線を追記いたします。	有
12	個人 2-6	現代かな遣いの方が理解し易いため、別表第二号の四の注 10(3)中の促音を、小さく表記してください。	本省令における書きぶりの統一性の観点から、原案のとおりといたします。	無
04 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部改正案に関する意見				
13	ソフトバンク（株）	本改正案において、使用周波数の移行計画に係る有効利用評価の結果を勘案することとされていますが、現在の有効利用評価の基準は周波数を有効利用する前提で規定されており、再割当てによる移行に伴う局数、トラヒック量等の減少を想定していないと考えられることから、それらを考慮した電波の有効利用評価の基準等の検討が必要と考えます。	電波の有効利用評価については、電波監理審議会が定める有効利用評価方針に基づき同審議会が評価を行うものであり、本意見募集の対象外ですが、有効利用評価の基準の見直し等については同審議会において適切に検討されるものと考えます。	無

令和 5 年 3 月 8 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和 5 年 3 月 8 日 諮問第 6 号)

[デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(山下課長補佐、加藤課長補佐、黒川係長)

電話：03－5253－5895

電波法施行規則等の一部を改正する省令案（デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備）

1 諮問の概要

簡易無線局は、無線従事者資格が不要で、誰でも簡単に使える音声通信などが可能な無線局であり、その局数は、平成 23 年度末の約 75.6 万局が令和 3 年度末には約 141.7 万局とこの 10 年間でほぼ倍増している。特に、平成 20 年 8 月に導入されたデジタル簡易無線の登録局は、全国では平成 23 年度の約 6.6 万局から令和 3 年度には約 74.8 万局と 11 倍以上に増加している。

また、デジタル簡易無線では、音声通信だけでなくデータ通信にも活用されつつあり、さらに近年、建物内外における不感地帯の解消のニーズが増加しているところである。

このような状況を踏まえ、総務省では、自動的に又は遠隔操作によって無人でも動作する簡易無線を利用して不感地帯の解消につなげるといったデジタル簡易無線の高度化に向けた情報通信審議会からの一部答申（令和 4 年 11 月）を受け、また、近年の簡易無線の利用増加への対応としてデジタル簡易無線が使用する周波数（上空利用を含む。）を追加するため、デジタル簡易無線の高度化に係る関係規定の整備を行うものである。

2 改正概要

(1) 電波法施行規則

※必要的諮問事項はゴシック体

- 簡易無線局の無線設備には呼出名称記憶装置が具備されているため、無線設備が変更される場合には新たな呼出名称を総務大臣が指定している。今般、無線設備の変更に際して新たな呼出名称を指定する設備の対象に、自動的に又は遠隔操作によって動作するものを追加。**【第 9 条の 3】**

- 登録局の対象（規格及び開設区域を含む。）に、自動的に又は遠隔操作によって動作するデジタル簡易無線を追加。

【第 16 条・17 条・18 条】

(2) 無線設備規則

- 呼出名称記憶装置又は自動識別装置を装置しなければならない簡易無線局から自動的に又は遠隔操作によって中継す

るものを除く。【9条の2】

- 自動的に又は遠隔操作によって動作するデジタル簡易無線の技術基準及びデジタル簡易無線が使用する周波数を追加。

【第54条・別表第1号】

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 技術基準適合証明等の対象に自動的に又は遠隔操作によって動作するデジタル簡易無線を追加。

【第2条・別表第1号・様式第7号】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定（公布日の施行を予定）。

4 意見募集の結果

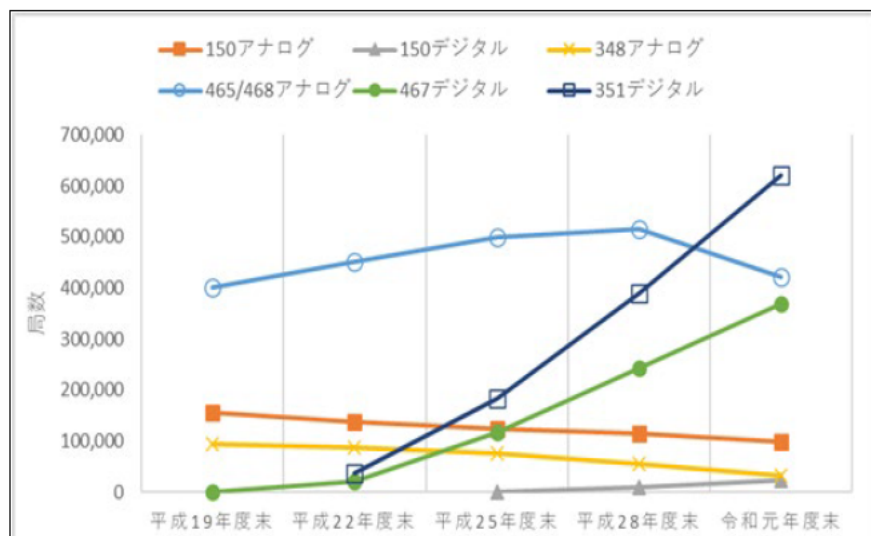
本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和5年1月14日（土）から同年2月13日（月）までの期間において実施し、意見の提出は10件あった。

■ 改正の背景

- ✓ 簡易無線局の局数は、平成23年度末の約75.6万局が令和3年度末には約141.7万局と、この10年間でほぼ倍増
- ✓ 特に、平成20年8月に導入されたデジタル簡易無線の登録局は、全国では平成23年度の約6.6万局から令和3年度には約74.8万局と11倍以上に増加
- ✓ 音声通信だけでなくデータ通信にも活用されつつあり、さらに近年、建物内外等における不感地帯解消のニーズが増加

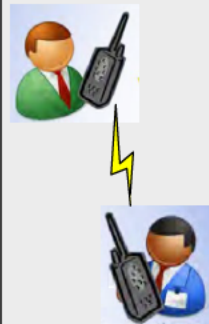
- ✓ 自動的に又は遠隔操作によって無人でも動作する簡易無線を利用して不感地帯の解消につなげるといったデジタル簡易無線の高度化について、技術的条件を制度化
- ✓ デジタル簡易無線の増加に伴う周波数ひっ迫に対応するため、周波数を拡張

簡易無線局の推移



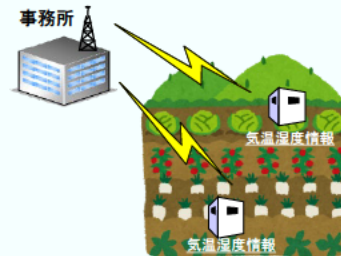
想定される利用シーン

これまでの利用



音声通話

新しい利用ニーズ（無人運用）

中継利用
地下駐車場等の
不感地帯の解消センサー利用
気温湿度等のデータ伝送

電波法施行規則等の一部を改正する省令（デジタル簡易無線の高度化について） 「自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の技術的条件について」（概要）

4

■ 主な技術的条件の概要

項目	デジタル簡易無線		デジタル簡易無線 (自動的に又は遠隔操作によって動作するもの)		
	登録	免許	登録	免許	
免許／登録	登録	免許	登録	中継動作を行うもの	
周波数	350MHz帯	150/467MHz帯	350MHz帯	150/467MHz帯	467MHz帯
通信方式	単信方式、単向通信方式 又は同報通信方式		同左	同左	半複信方式
周波数離隔	－		－	－	2MHz～10MHz (2周波半複信)
空中線電力	5 W 以下 (上空利用 1 W以下)	5 W 以下	5 W 以下 (上空利用 1 W以下)	5 W 以下	
呼出名称記憶装置	電波の発射後、呼出名称記憶装置に記憶した呼出名称を自動的に送信するものであること。		同左	同左	不要 (通信の相手方の呼出名称をそのまま送信すること。)
キャリアセンス	必要	不要	必要	不要	
自動的に又は遠隔操作によって動作する場合に具備すべき機能	－		障害検知・停止機能 (自局の障害を検知し、自動的に電波の発射を停止する機能)		
その他の技術基準	同一				

電波法施行規則等の一部を改正する省令（デジタル簡易無線の高度化について）

デジタル簡易無線の帯域拡張

5

- アナログ簡易無線（R6.11まで）
- デジタル簡易無線
- デジタル簡易無線（今回追加）

新規

登録局22ch
(351.03125 ~ 351.16250 MHz)

<上から10ch上空、下から12ch地上>

新規

登録局40ch
(351.3875 ~ 351.63125 MHz)

<全ch地上>

デジタル
(登録)

既存

<上から30波地上、下から5波上空>
(351.16875 ~ 351.38125 MHz)

新規

免許局20ch（中継用10ch、地上用10ch）
(465.034375 ~ 465.153125 MHz)

中継用
10ch地上用
10chアナ
ログ
(免許)

既存

467.0 ~ 467.4 MHz
(65波)

デジタルC R
(免許)

新規

中継用に10ch
(468.546875 ~ 468.853125 MHzのうち10ch)

中継用
10chアナログC R
(免許)

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

(令和5年1月14日～同年2月13日意見募集)

提出件数：10件（法人2件、個人8件）

No	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方
1	個人	「簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件」の「四 設備規則第五十四条 第二号及び第二号の二に規定する技術基準に係る簡易無線局」において、「四六五・〇三四三七五 MHz から四六五・〇九〇六二五 MHz 以下の周波数であって、四六五・〇三四三七五 MHz 及び四六五・〇三四三七五 MHz に六・二五 MHz の自然数倍を加えたもの」とあるのは、「四六五・〇三四三七五 MHz から四六五・〇九〇六二五 MHz 以下の周波数であって、四六五・〇三四三七五 MHz 及び四六五・〇三四三七五 MHz に六・二五 kHz の自然数倍を加えたもの」の誤記と思われるので修正願います。	ご指摘のとおり修正します。
2	個人	周波数の割り当ては公平中立に行い、特定の企業や団体が有利にならないよう、国民の利益が損なわれないように執行してもらいたい。	いただいた御意見は、参考として承ります。

3	個人	レジャーから仕事まで、幅広く使用することが出来るデジタル簡易無線、その中でも登録だけで使用できる 3R 無線機は使い勝手が良く、増加する一方です。 3R 無線機の出現と昨今のコンプライアンス教育により、建築現場でのアマ機・FRS、GMRS 機の不法使用を見かける事も無くなりつつあります。その反面、同一現場で複数業者が同一時間に使用する事になり、チャンネルの奪い合いになりつつあります。どうしても建築現場における無線機使用のピークは竣工間近の各機器試運転の時に集中してしまいます。 ユーザーコードなどを使用して棲み分けが出来ればいいのですが、なかなか説明書も読まずに使用してしまう為に『呼出チャンネル』で使い続けようしてしまう始末です。ユーザーコード使い熟すなど夢の夢です。また 3B 機の存在はほとんど知られていません。また免許申請の手間もあり敬遠されてます。 当方は 3R 機を個人でのレジャー使用もしていきまして、休日には各地の見晴らしのいい場所で同好の士との交信を楽しんでいます。351Mhz は思っているより遠方に届き、思わず場所との交信が成立しています。石川県白山-東大阪、和泉葛城山-山口県等が成立しました。見晴らしがいい場所では、他の仕事で使用されている通信が入ってきます。使用前にはチャンネルの確認をして使用していますが、30 チャンネル全部使用されて使用出来ない事もしばしばです。 生駒山上遊園地の業務使用もこのような事もあり、局数の比較的少ないデジタルコミュニティ無線機を使用されてます。 以上のような事を踏まえ、今回のデジタル簡易無線のチャンネル増加には賛成致します。 また、デジタル簡易無線のガイドラインの使用者への周知徹底をメーカー、協会と協力してお願いしたいです。特に『呼出チャンネル』の常時使用がマナー違反である事への徹底をお願いしたいです。各無線機がデフォルトでの設定が 15 チャンネルになっている事が原因だと思います。呼出チャンネルで待機していると、	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 ガイドラインの周知徹底については、民間ルールであり関係の団体により促進されるものと考えます。
---	----	---	---

		たびたび仕事で使用されている方と趣味で使用されている方とトラブルになっているのが聴こえてきます。無用なトラブルを避ける為にも使用ガイドラインの周知徹底が望まれると考えます。 長文になりましたが、以上が今回の意見になります。	
--	--	---	--

4	個人	・場所（１） PDF 7 P 目 別表第一号 一 （３）の１行目 など・意見『従つて』などの促音部分は小さな『っ』に直してはどうか。・理由現代に改正するから、というのと、読む人に分かりやすい工夫があったほうがよいと思うから、です。	「法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について」(昭和63.7.20 内閣法制局総発第125号)により「現代仮名遣い」の原則に従い、小書きすることになりましたが、それ以前に制定された法律等において大書きされたものについて、その一部を改正する場合における改正によってその一部として溶け込む部分等については、もとの法律等の表記に従って大書きすることとされています。
		・場所 （１） PDF 1 4 P 目 ・意見 公布の日と施行期日の間に 3 0 日程度の期間を設けてほしいです。 ・理由 対処する人たちが大変なため、です。	経過措置については、省令案のとおり規定しました。

		・場所 (5) PDF 1 P 目 ・意見 この様式の横書き版も作成してはどうか。 ・理由 縦書きも横書きも、中身は同じなら縦書きにこだわる必要は無いから、です。 よろしく、お願いします。	頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。 なお、本来縦書きの資料ですが PDF を開いたときに新旧対照表が見やすいように横に表示されるようにしたものです。
		・場所 (7) PDF 5 P 目 サ ・意見 これは『周波数の使用期限』ではなく、『周波数の指定期限』としてはどうか。 ・理由 内容的に、これが適切なタイトルだと思えたから、です。 よろしく、お願いします。	規定の仕方からすれば、ご意見は理解できますが、「周波数の使用期限」は、電波法第 26 条（周波数割当計画）第 2 項第 3 号に根拠があり、総務省内部で審査する際にその期限日以降は指定しないようにと規定したものであり、他の規定とも合わせたものです。

5	個人	原案に賛同する。デジタル簡易無線は登録局と免許局が在るが、登録局は自分以外の登録者との通信も容認されている関係で、アマチュア無線風の通信を行う方が多いほか、仕事上無線機を使用したい場合でも簡易無線ということから手軽に開設できることから使用者が増えており、大都市では空きチャンネルが無い場合が増えています。例として、簡易無線のかつての定義の「アマチュア業務に属する通信は除く」の観点からは「山頂からの伝搬状況調査目的で、デジタル簡易無線で山頂から不特定多数と通信する」は目的外通信と言えるだろうが、実際には高頻度で行われていた。(今は「アマチュア業務に属する通信」は簡易無線の定義から削除されているので伝搬調査など技術的研究目的での使用は違法行為では無くなった。)現実面ではキャリアセンス機能により送信が保留され連絡通信がスムーズにできない例も増えている。そういう事態を踏まえればチャンネル増は有益であると思慮する。問題はチャンネル増前の無線機と増後の無線機の両方を同一免許人(登録人)が所持する場合、チャンネル増前のチャンネルから使用するチャンネルを選ばなければならない点で在ると思慮する。技術基準適合証明との兼ね合いもあるだろうが、チャンネル増前の無線機はファームウェア変更でチャンネル増に対応できるのか否かという問題が有る。過去の事例として 420MHz 台を使用する特定小電力無線機が、当初は 9 チャンネルだったが現在は 20 チャンネルになり、現在では 9 チャンネル機と 20 チャンネル機の両方が使用されている。耐用年数の面では 9 チャンネル機が使用されている例は少ないと思われるがゼロでは無い。このコメントを提出する数日前に総務省総合通信基盤局からアマチュア局免許人に向けて「アマチュア無線は仕事では使えません」という周知啓発葉書が発送された。その葉書にも「仕事で無線機を使うならデジタル簡易無(登録局)を使用する」という文言が記載されている。アマチュア無線機を仕事で使う不法行為を減らすためにデジタル簡易無線のチャンネル増を行い使い勝手を向上させるのは有益です。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 なお、無線機の増波への対応については、ご使用の無線機のメーカー等へお問合せください。
---	----	--	---

6	個人	(5)周波数割当計画(令和2年総務省告示第411号)の一部を変更する件 p2. ? p3 別表 7-3「400MHz 帯簡易無線局の周波数表」のうち、351MHz を使用する無線局の周波数割当の変更について、デジタル簡易無線（登録局）の一ユーザーの立場から原案の通り賛同致します。以下にその理由を記します。デジタル簡易無線（登録局）は簡単な登録手続き等をとるだけで使用でき、電波が届く範囲も広く、非常に便利な無線システムです。現在、このバンドには、不特定多数の人に交信を呼びかけ、位置、信号強度、了解度など簡易な連絡を通して交信そのものを楽しむ一面があります。このような使い方を「ライセンスフリー無線」といい、趣味の1ジャンルと認識され定着しています。そして、このライセンスフリー無線の使用を通して無線分野への興味関心を高め、やがてアマチュア無線技士免許を取得する流れが、若年層をはじめ広い世代で見られます。広い意味で我が国が進めるワイヤレス人材の育成に、ライセンスフリー無線そしてデジタル簡易無線（登録局）が貢献していると考えます。このたびの変更により、昨今は混信で滞りがちであった交信がより円滑になり、同時に業務で使用する方に不要な混信を与えるリスクが低減されると予測します。すなわち趣味を端緒とした将来の人材育成に多大な効果をもたらすことが期待できるので、今回の変更賛同するものです。この変更にご尽力いただいている皆様のご苦勞は並々ならぬものと推察いたします。お体に留意しながら施行までお取り組み頂けますようお願い申し上げます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。
---	----	--	-------------------------------

7	株式会社 JVC ケンウッド	「デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備」について 下記理由にて改正案に賛同致します。 1, 現在簡易無線局は、約 141 万局となり、さらに増大する可能性があり在でも顧客ユーザから通信の輻輳など、利用環境の悪化が問題となっている状況の改善が期待されます。 2, 中継局利用に関しては、不感エリアの改善だけでなく、様々な用途での利用が期待できます。 3, 自動的及び遠隔操作についてもドローン利用及び中継利用と組み合わせ高度な利用が期待されます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。
8	個人	別紙 1 の(1)の※においては、電波法施行規則、無線局免許手続規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の 3 省令を改正するとされています。他方、別紙 1 別添においては、「(1)電波法施行規則等の一部を改正する省令」には「無線局免許手続規則の一部改正」が含まれず、別紙 1 に記載がなかった「無線設備規則の一部改正」が含まれています。これは誤りと思います。もしも「無線局免許手続規則の一部改正」も予定されているようでしたら、提示をお願いします。	ご指摘のとおり、免許手続規則は無線設備規則の誤りですので、修正します。

9	一般社団法人陸上無線協会	電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、特に割当て周波数の増波は、増加した簡易無線局により日々悪化する利用環境を根本的に改善する施策であり、将来にわたる需要の拡大に応えるものと期待しており、早期の制度整備をお願いします。 簡易無線局は、令和4年12月末で141万局とここ10年で倍増、特に登録局は、制度設立以来、毎年ほぼ6万局のペースで増設が進み79万局と増加しています。簡易無線局は、限られた周波数を多くの利用者で共有し簡易な業務に利用する無線システムです。無線局数の増加により通信の輻輳が起こるなど、利用環境の悪化が課題となっています。 全国陸上無線協会では、利用者に対するヒアリング、運用実態調査等により、これら課題を解決するため、総務省に対し割当て周波数の増波の要望をしたところです。 今回の制度整備は、協会の要望に応じていただくものであり、また、高度化された新たな簡易無線局を市場に導入できるようになるなど事業の拡大、活性化につながるものと期待しています。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。
10	個人	電波法施行規則等の一部を改正する省令のうち、無線設備規則の一部改正において、中継する簡易無線局に対して、情報通信審議会で答申（令和4年11月）された「自動的に又は遠隔操作によって動作するものにあつては障害検知・停止機能を有すること」の要件が規定されてにないよう思われます。規定として盛り込むべきではないでしょうか。 無線設備規則第54条第二号の三の中継する簡易無線局の周波数の表記は、改正	いただいたご意見のうち、前段についてはご指摘のとおりであり、修正させていただきます。 後段については、無線設備規則第54条第1号及び第2号においても、告示で

		告示案の内容と合わせたいただいた方がわかりやすいように思います。	具体的に規定する周波数の範囲とは異っており、特段、問題ないものと考えます。
--	--	----------------------------------	---------------------------------------

※その他、本改正案に関する言及が無く、案と無関係と判断されるものが2件ございました。

令和 5 年 3 月 8 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
(令和 5 年 3 月 8 日 諮問第 7 号)

[デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(渡辺周波数調整官、山下係長)

電話：03－5253－5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備)

1 諮問の概要

簡易無線局は、無線従事者資格が不要で、誰でも簡単に使える音声通信などが可能な無線局であり、その局数は、平成 23 年度末の約 75.6 万局が令和 3 年度末には約 141.7 万局とこの 10 年間でほぼ倍増している。特に、平成 20 年 8 月に導入されたデジタル簡易無線の登録局は、全国では平成 23 年度の約 6.6 万局から令和 3 年度には約 74.8 万局と 11 倍以上に増加している。

また、デジタル簡易無線では、音声通信だけでなくデータ通信にも活用されつつあり、さらに近年、建物内外における不感地帯の解消のニーズが増加しているところである。

このような状況を踏まえ、総務省では、自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の利用実現に向けた情報通信審議会からの一部答申（令和 4 年 11 月）を受け、また、近年の簡易無線の利用増加への対応としてデジタル簡易無線が使用する周波数（上空利用を含む。）を追加するため、デジタル簡易無線の高度化に係る関係規定の整備を行うものである。

本件は、デジタル簡易無線の高度化に係る関係規定の整備のうち、周波数割当計画の変更を行うものである。

2 変更概要

400MHz 帯デジタル簡易無線局の使用周波数を拡張するため、別表 7-3 を変更する。その他規定の整備をする。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 5 年 1 月 14 日（土）から同年 2 月 13 日（月）までの期間において実施済みであり、賛成意見が 1 件あった。

周波数割当表 第2表 27.5-10000MHz

変 更 前			
周波数割当表			
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(略)	(略)	(略)	(略)
465-465.175	移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-1による。 使用は、令和6年11月30日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
468.54375-468.875	移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-1による。 使用は、令和6年11月30日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

周波数割当表 第2表 27.5-10000MHz

変 更 後			
周波数割当表			
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(略)	(略)	(略)	(略)
465-465.175	移動	簡易無線通信業務用	<u>アナログ方式への割当ては、別表7-1による。使用は、令和6年11月30日までに限る。</u> <u>デジタル方式への割当ては、別表7-3による。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
468.54375-468.875	移動	簡易無線通信業務用	<u>アナログ方式への割当ては、別表7-1による。使用は、令和6年11月30日までに限る。</u> <u>デジタル方式への割当ては、別表7-3による。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

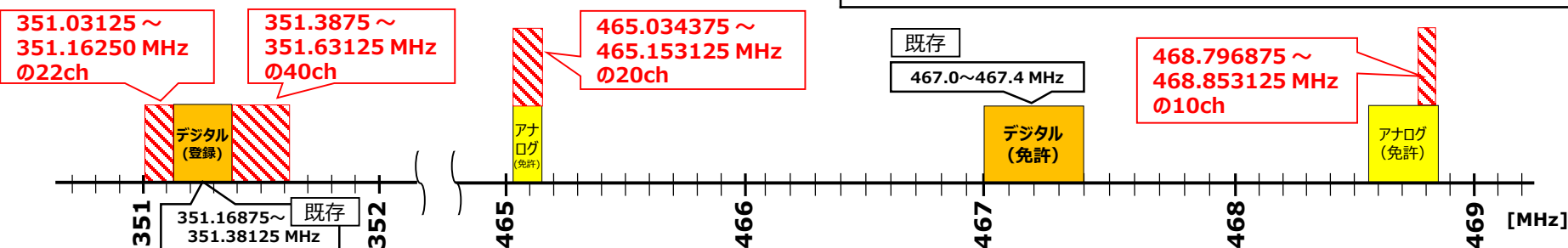
別表7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数であって、351.16875MHz及び351.16875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

別表7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351.03125MHz以上351.63125MHz以下の周波数であって、351.03125MHz及び351.03125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの、465.034375MHz以上465.153125MHz以下の周波数であって、465.034375MHz及び465.034375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの、467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに468.796875MHz以上468.853125MHz以下の周波数であって、468.796875MHz及び468.796875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

 : 今回、デジタル簡易無線用に新たに追加する周波数帯



令和 5 年 3 月 8 日

航空機局の無線設備等保守規程の認定
(令和 5 年 3 月 8 日 諮問第 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

(和田課長補佐、奥井係長)

電話：03－5253－5902

航空機局の無線設備等保守規程の認定

1 諮問の概要

平成29年の電波法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、航空機局等の免許人が無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣の認定を受けて無線局の無線設備等の点検その他保守を実施するとともに、毎年、点検その他保守に係る実施状況や無線設備等の不具合状況等を定期報告することにより、従来の無線局の定期検査制度を適用せず、無線設備等の基準適合性の確認間隔を拡大できる新たな認定制度が平成30年8月1日から運用されている。

当該認定制度の整備を受けて、今般、電波法第70条の5の2の規定に基づき株式会社フジドリームエアラインズから航空機局の無線設備等保守規程の認定に係る申請があった。

審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、今般、申請された航空機局の無線設備等保守規程の認定を行うことについて諮問する。

2 申請の概要

申請者及び申請件数（局数）については、以下のとおりである。

申請者	無線局の種別	無線局数
株式会社フジドリームエアラインズ	航空機局	16局

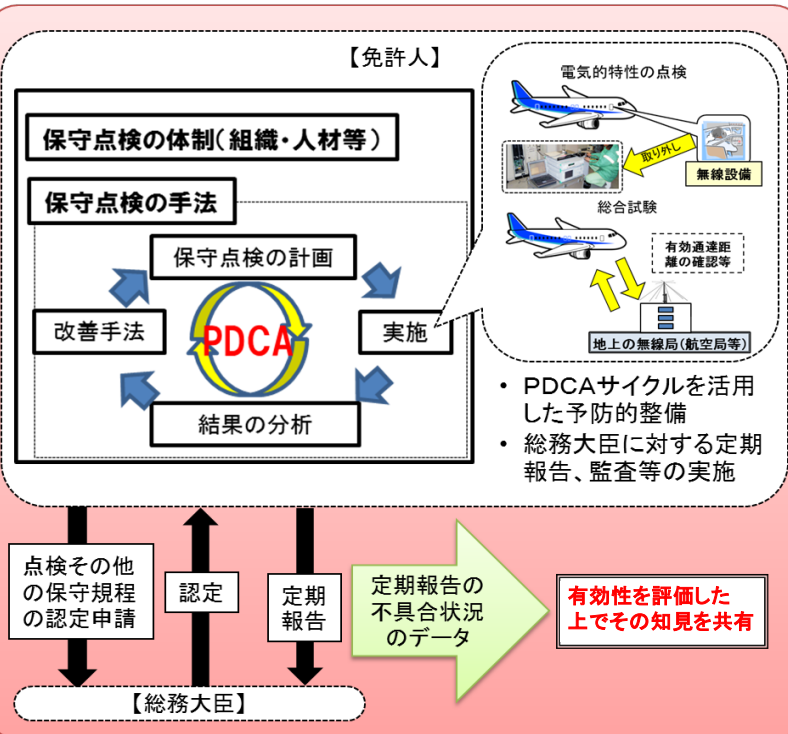
3 認定の期日

答申を受けた場合は、申請者に対し、速やかに認定予定。（令和5年4月1日認定予定）

無線設備等保守規程の認定制度の概要

- 無線設備等保守規程の認定制度は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、PDCAサイクルを活用した点検その他保守の実施方法を取り入れるとともに、毎年、実施状況や不具合状況等の定期報告を行うことにより、無線局の基準適合性の確認間隔を拡大する新たな制度である。
- 免許人は、無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣から認定を受け、当該規程に基づき、無線設備等の点検その他保守を実施する。この場合、従来の定期検査制度は適用しない。
- なお、無線設備等保守規程の認定は、航空機局及び航空機地球局（電気通信業務用を除く。）を対象とし、無線局毎に無線設備等保守規程を認定する。

■ 無線設備等保守規程の認定制度の概要



■ 無線設備等保守規程の主な記載項目【無線局免許手続規則第25条の26第1項より】

- 無線設備等の点検その他保守を行う施設・組織体制の概要
- 無線設備等の点検その他保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 無線設備等の点検その他保守の実施方法・間隔
- 無線設備等の点検その他保守に関する品質管理の概要
- 無線設備等の点検その他保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

■ 基準適合性の確認間隔（最長年数）【電波法施行規則第40条の2より】

	定期検査	認定制度
○基準適合性の確認間隔の項目		
1 航空機局		
(1) 無線従事者の資格及び員数	1年	1年
(2) 法第六十条に規定する時計及び備付書類	1年	1年
(3) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1年	1年
(4) 電氣的特性の点検	1年	5年
(5) 総合試験		
① A T C (Air Traffic Control) トランスポンダ	1年	2年
② 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機（個体識別コードの確認に限る。）	1年	1年
③ その他	1年	5年
2 航空機地球局	2年	2年
○定期的な報告の内容		
1 電氣的特性の点検及び総合試験の結果	○	○
2 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況		○
3 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況		○

■ 無線設備等の点検・保守の形態

業務内容等		株式会社フジドリームエアラインズ
業務・データ・品質管理／監査組織		自社体制
点検 保守 業務	点検業務※1	自社体制 (一部外部委託※3)
	確認業務※2	自社体制
教育・訓練業務		自社体制
施設・設備		自社体制

※1 点検業務：無線設備等の点検業務 ※2:確認業務：無線設備等の点検結果の判定業務

※3 点検業務（無線従事者の資格及び員数、時計及び備付書類、無線局事項書等に記載された内容と実装との照合、電気的特性の点検、総合試験）のうち、「電気的特性の点検」について外部委託を行う。

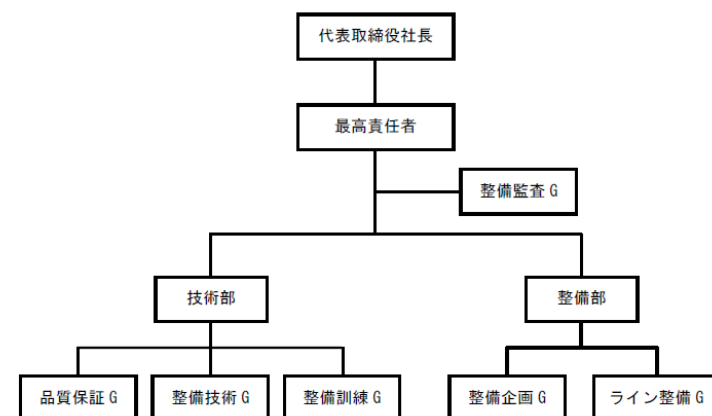
■ 無線設備等保守規程の概要

第1章 一般

- 総則として、無線設備等保守規程において記載される基本的事項、用語及び略語の定義について定めている。

第2章 施設・設備 第3章 組織および人員

- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設（作業場・保管施設）及び設備の概要について定めている。
- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要（点検・確認業務に関わる職務分担等）及び点検その他保守業務に従事する資格者の任命について定めている。
- 法令に定める条件（資格、経験等）に適合した点検を行う者及び確認を行う者について定めている。
 - ① 無線設備等の点検を行う者：12名
(外部委託する一部の点検業務については委託先の点検員により実施)
 - ② 無線設備等の確認を行う者：8名



第4章 信頼性管理	● 無線設備の信頼性確保のための不具合情報の取得、分析、是正処置及び信頼性管理の有効性評価について定めている。 ● 無線設備の型式ごとの管理値設定・変更方法について定めている。
第5章 点検その他保守の実施方法	● 登録検査等事業者の実施方法と同等の無線設備ごとの点検実施項目及び点検実施方法について定めている。 ● 法令の範囲内で認められる点検間隔を無線設備ごとに定めている。
第6章 品質管理・技術管理	● 測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定めている。 ● 確認者及び点検者等の教育・訓練に係る実施要領及びその能力を維持するための実施体制・方法を定めている。 ● 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の保管方法・期間を定めている。 ● 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を入手し、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することを定めている。
第7章 報告	● 点検その他保守の実施状況の報告について、毎年総務省に報告する様式について定めている。
第8章 委託	● 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実施されるよう委託先の選定基準及び委託業者の能力審査・監査方法について定めている。また、委託先一覧及び委託業務内容を明記している。

認定に係る審査及び審査結果

■ 認定に係る審査（電波法第70条の5の2第2項）

- ① 総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。
- ② その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

■ 主な審査ポイント（電波法関係審査基準）

項目	主な審査ポイント	審査結果
（１）施設・設備の概要	➤ 対象となる無線設備等の点検その他の保守（点検、修理、故障探求等）を行うために必要な設備の一覧及び当該設備が配置されている施設の概要が記載されていること。	適
（２）組織の概要	➤ 組織の概要及び員数並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていること。 ➤ 無線設備等の点検を行う者、無線設備の点検及び点検結果の確認を行う者は、法令に定める条件に適合するものであること。	適
（３）信頼性管理の目標値又は管理値	➤ 無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていること。	適
（４）実施方法	➤ 無線従事者の資格等の確認、備付書類等の確認、無線設備の電気的特性の点検、総合試験等の実施方法（登録検査等事業者等の実施方法と同等以上）が適切に定められていること。	適
（５）点検その他保守の間隔	➤ 法令で定める時期ごとに実施するものであること。	適
（６）品質管理の概要	無線設備等の点検その他の保守に関して、 ➤ 設備等の保守管理実施方法が適切に定められていること。 ➤ 能力を維持するための適切な教育訓練制度が定められていること。 ➤ 記録及び書類の保管方法及び保存期間が、信頼性管理を行う上で適切であること。 ➤ 外部委託を行う場合には、委託先の選定基準や管理方法を適切に定めていること。	適
（７）技術的情報の維持・管理の概要	➤ 無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持するとともに、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していること。	適
（８）信頼性管理における分析と処置対策の概要	➤ 電波法第70条の5の2第6項に基づく報告を行うに当たり、電波法施行規則別表第4号の4に定める様式の報告書に記載する情報の取得方法、管理方法及び分析方法が記載されていること。 ➤ 点検その他の保守が的確に実施され、かつ、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。	適

審査の結果、以上のとおり、関係法令及び関係審査基準に適合していると認められる。

（無線設備等保守規程の認定等）

第七十条の五の二 航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

5 認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程（第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守を行っていないと認めるとき。

三 認定免許人が不正な手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。

8 総務大臣は、前項（第一号を除く。）の規定により第一項の認定の取消しをしたときは、当該認定免許人であつた者が受けている他の無線設備等保守規程の同項の認定を取り消すことができる。

9 第二十条第一項、第七項及び第九項の規定は、認定免許人について準用する。この場合において、同条第七項中「船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶」とあるのは「第七十条の五の二第一項の認定に係る同項に規定する航空機局等のある航空機」と、「船舶の」とあるのは「航空機の」と、「船舶を」とあるのは「航空機を」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

10 認定免許人が開設している第一項の認定に係る航空機局等については、第七十三条第一項の規定は、適用しない。

令和 5 年 3 月 8 日

放送法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和 5 年 3 月 8 日 諮問第 9 号)

[電波法及び放送法の改正に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(本田課長補佐、吉田係長)

電話：03－5253－5777

放送法施行規則等の一部を改正する省令案

(電波法及び放送法の改正に伴う制度整備)

1 諮問の概要

総務省では、令和2年11月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」(座長：三友仁志早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)を開催し、①電波利用の将来像、②デジタル変革時代の電波政策上の課題、③電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について検討を行い、その検討結果を令和3年8月に報告書として取りまとめた。また、令和3年6月から「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」(座長：山本隆司東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、外資規制の実効性確保やその在り方について検討を行い、その検討結果を令和4年1月に取りまとめを策定した。これらの報告書等を踏まえ、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号。以下「改正法」という。)において、次の制度整備がなされた。

(1) 電波監理審議会の機能強化

電波の有効利用の程度の評価(有効利用評価)は、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波に係る識見を有する委員から構成される電波監理審議会が行うものとする。

(2) 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設等

携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に再割当てができるようにする。

- ・電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき
- ・競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき 等

(3) 電波利用料制度の見直し

(4) 情報通信分野の外資規制の見直し

(5) 日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備等

（６）その他所要の改正

本件は、上記のうち改正法公布後１年以内に施行することとされる（４）、（５）及び（６）に係る放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）、無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成 27 年総務省令第 26 号）の制度整備を行うこととし、そのうち（４）の制度整備について諮問するものである。

2 省令改正概要

改正法の一部施行に伴い、主に以下のとおり関係省令について所要の改正を行う。

※必要的諮問事項はゴシック体

1. 外資規制の実効性を確保するための制度整備

（１）申請書等の記載事項への外資比率等の追加

- 特定役員及び外資比率の記載欄を追加した申請書等の様式を規定

【放送法施行規則別表第 6 の 1 号から別表第 6 の 3 号まで、別表第 7 の 1 号から別表第 7 の 3 号まで及び別表第 60 号】

【無線局免許手続規則第 25 条の 4 並びに別表第 2 号（第 1、第 2 及び第 5 に限る。）及び別表第 8 号】

（２）変更届出の様式と変更届出の閾値を規定

- ① 変更届出書の様式を規定

【放送法施行規則別表第 19 号】

【無線局免許手続規則第 25 条の 7 及び別表第 4 号】

- ② 届出を要しない変更の具体的な場合を設定

【放送法施行規則第 76 条及び第 198 条】

【無線局免許手続規則第 12 条の 2 及び第 25 条の 8】

（３）定期報告の様式、実施期間等を規定

- ① 定期報告の様式を規定

【放送法施行規則別表第 21 号の 2 及び別表第 64 号の 2】

【電波法施行規則別表第 5 号の 4】

- ② 定期報告の実施期間（毎事業年度経過後 3 月以内）等を規定

【放送法施行規則第 91 条の 2、第 91 条の 3、第 203 条の 2 及び第 203 条の 3】

【電波法施行規則第 42 条の 6、第 42 条の 7 及び第 42 条の 8】

- ③ 定期報告事項のうち再発防止策等を規定

【放送法施行規則第 91 条の 4 及び第 203 条の 4】

【電波法施行規則第 42 条の 9】

2. 外資規制違反時の是正措置の整備

- 是正措置の勘案事項のうち、省令委任事項を規定

【放送法施行規則第 81 条の 2 及び第 210 条の 2】

【電波法施行規則第 11 条の 2 の 11 及び第 42 条の 2】

3. 外資規制の緩和

- 外国人等間接保有議決権割合の計算方法を一部緩和

【放送法施行規則第 61 条の 2】

4. 基幹放送の業務等の休廃止の公表義務の導入

- 基幹放送事業者が、基幹放送の業務等の休廃止をあらかじめ公表する場合の方法等を規定

【放送法施行規則第 58 条及び第 86 条の 2】

5. 還元目的積立金制度の整備

- 還元目的積立金の積立や還元に係る方法を規定

【放送法施行規則第 12 条の 4、第 32 条の 2 及び第 32 条の 3 並びに別表第 2 号、別表第 3 号及び別表第 4 号】

6. その他所要の改正

【放送法施行規則目次、第 18 条、第 62 条、**第 66 条**、第 74 条、第 91 条の 5 から第 91 条の 16 まで、第 142 条、第 185 条、第 188 条、第 216 条及び第 218 条並びに別表第 5 号、別表第 15 号、別表第 16 号、別表第 16 号の 2、別表第 20 号、別表第 21 号、別表第 21 号の 3 から別表第 21 号の 9 まで、別表第 65 号及び別表第 66 号】

【電波法施行規則第 4 条、第 6 条の 3 の 2、**第 6 条の 4**、**第 10 条**、第 11 条の 2 の 10、第 42 条の 3、**第 42 条の 4**、第 42 条の 5、第 43 条、第 43 条の 2、第 43 条の 3 及び第 43 条の 6 並びに別表第 1 号、別表第 2 号の 2 の 4、別表第 2 号の 2 の 5、別表第 2 号の 3 の 2、別表第 2 号の 6、別表第 3 号、別表第 5 号の 2、別表第 5 号の 3、別表第 5 号の 5 から別表第 5 号の 9 まで、別表第 11 号から別表第 11 号の 4 まで、別表第 12 号から別表第 12 号の 4 まで及び別表第 21 号の 10】

【無線局免許手続規則目次、第 2 条、第 12 条、**第 15 条**、第 25 条の 6 及び第 25 条の 8 の 2 並びに別表第 1 号から別表第 1 号の 4 まで、別表第 3 号から別表第 3 号の 7 まで、別表第 4 号の 2、別表第 4 号の 3、別表第 5 号から別表第 5 号の 3 まで、別表第 6 号の 5、別表第 6 号の 7、別表第 6 号の 8、別表第 7 号から別表第 7 号の 3 まで、別表第 8 号の 2 から別表第 8 号の 4 まで、別表第 8 号の 6、別表第 11 号及び別表第 12 号】

【基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第 2 条及び第 10 条】

3 施行期日

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和 5 年 4 月 20 日予定）

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 5 年 1 月 18 日（水）から同年 2 月 16 日（木）までの期間において実施済みであり、9 件の意見の提出があった。

1. 外資規制の実効性を確保するための制度整備（公布（令和4年6月10日）から1年以内に施行予定）

- 情報通信分野における外資規制の実効性を確保する観点から、放送事業者等において外資規制違反が生じないようにするための次の制度を整備。

① 申請書等の記載事項への外資比率等の追加

- 基幹放送の業務の認定や無線局の免許の申請書等における記載事項として、**外資比率や外国人役員に関する事項を追加**する。

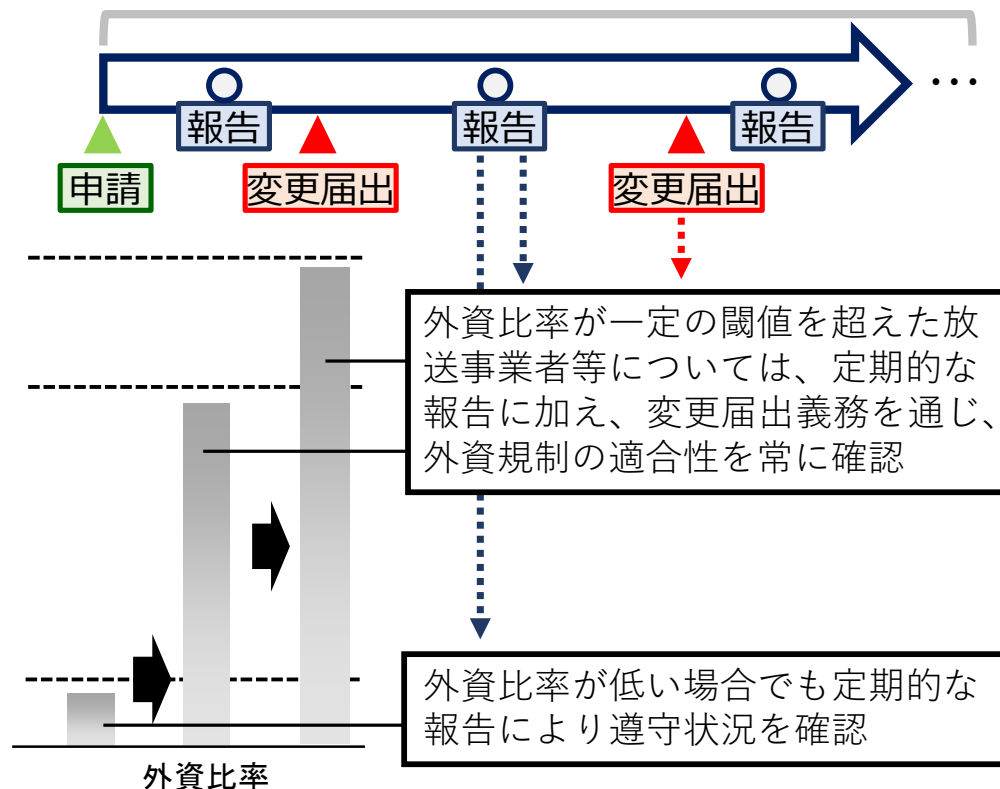
② 外資比率等に変更があった場合の届出義務化

- 申請のあった外資比率につき一定の閾値を超える**変更があった場合等に、総務大臣への届出**を義務化する。

③ 外資規制の遵守状況に関する定期的な報告

- 外資規制の遵守のために講じた措置（研修の実施や制度適用状況 等）等を**定期的に総務大臣へ報告**させる仕組みを創設する。

【運用のイメージ】 認定・免許期間



2. 外資規制違反時の是正措置の整備

（公布から1年以内に施行予定）

- 外資規制違反があった場合、**原則認定又は免許を取り消す**が、違反の状況及び受信者の利益に及ぼす影響等を勘案し、**必要があると認めるときは期間を定めて違反の是正を求める**制度を整備。

3. 外資規制の廃止又は緩和

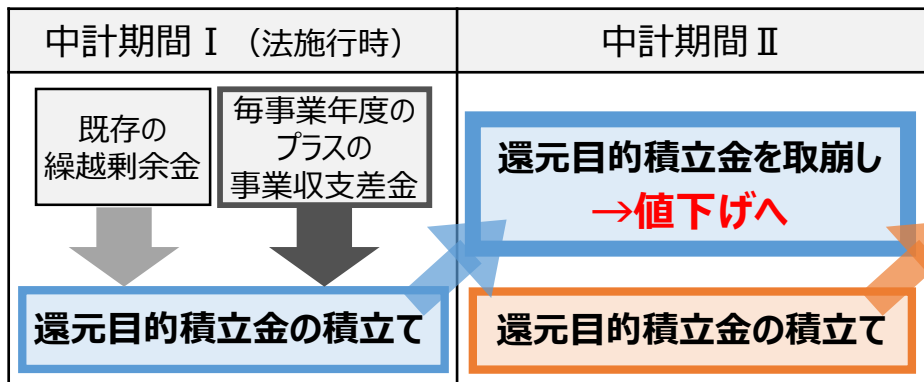
- 船舶又は航空機に開設する無線局の外資規制を廃止。（公布日（令和4年6月10日）施行）
- コミュニティ放送について間接出資規制を廃止。（公布から1年以内に施行予定）

1. NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度

① 受信料値下げのための還元目的積立金制度

(公布（令和4年6月10日）から1年以内に施行予定)

- NHKの決算において、**プラスの事業収支差金**（企業における利益に相当）が生じたときは、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて「**還元目的積立金**」として**積み立て**なければならないこととする。
- ある中期経営計画（中計）期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中計期間の収支予算で**受信料の値下げの原資**に充てなければならないこととする。



2. 民放の責務遂行に対するNHKの協力

(令和4年10月1日施行（公布後9月以内に施行）)

- 字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力するよう努めることを規定。

② NHKの中間持株会社への出資に関する制度

(令和4年10月1日施行（公布後9月以内に施行）)

- **NHKグループの業務の効率化**（管理部門の業務の集約と役員数・従業員数の合理化、重複業務の排除）を図り、受信料を財源とする費用の**支出を抑制**するため、NHKの出資対象に中間持株会社を追加。



③ 受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度

(令和4年10月1日施行（公布後9月以内に施行）)

- 正当な理由なく期限までに受信契約の申込みを行わない受信設備設置者（**未契約率17%**）について、**締結者との不公平を是正**するため、割増金制度を導入。
- これにより、**受信料の支払率が向上し**、**受信料の値下げ**が可能となることが期待される。

3. 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度

(公布から1年以内に施行予定)

- 基幹放送事業者が基幹放送の業務等を休廃止する場合に、その旨をあらかじめ公表する制度を整備。

- 外資規制に違反した場合、法改正前は、放送法・電波法において、地上基幹放送事業者の間接出資規制違反を除き、総務大臣は認定又は免許を取り消さなければならないと規定（必要的取消し）。
- 法改正により、違反の状況（第1号）、受信者又は公共の利益に及ぼす影響（第2号）等（第3号）を勘案し、必要があると認めるときは期間を定めて違反の是正を求める制度を整備※した。

※ 新放送法第103条第2項（認定基幹放送事業者）・第166条第2項（認定放送持株会社）、新電波法第27条の16第2項（認定開設者）・第75条第2項（基幹放送局等）

○放送法（昭和25年法律第132号）（抄）【電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）による改正後】

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。

一 第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響

三 その他総務省令で定める事項

3～5 （略）

- この勘案事項のうち、違反の状況（第1号）、受信者又は公共の利益に及ぼす影響（第2号）以外の「**その他総務省令で定める事項**」（第3号）として、

① 「**違反状態の解消に必要な期間**」（取消しを猶予することとする場合、猶予する期間を併せて定める必要があるが、違反状態の解消のために取り得る措置や措置に必要な期間は事業者の株主構成や役員構成によって様々であるため、当該事業者からあらかじめ必要な期間を申告させ、勘案事項とする必要がある）

② 「**過去の外資規制違反**」（外資規制違反を繰り返す事業者は、外資規制を遵守する意思がないものとして、取り消さないこととするか否か、勘案事項とする必要がある）

を省令※に規定することとする。

※ 放送法施行規則改正案第81条の2（認定基幹放送事業者）・第210条の2（認定放送持株会社）、電波法施行規則改正案第11条の2の11（認定開設者）・第42条の2（基幹放送局等）

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）改正案

第八十一条の二 法第百三条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようにするために必要な期間

二 法第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつた認定基幹放送事業者において、過去に法第百三条第二項の規定により当該認定に係る基幹放送の業務の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

- その他改正法の施行に伴う規定の整備（条ズレ等の必然的に必要となる改正）を行うもののうち、以下の条項は必要的諮問事項に該当するため、諮問する。

【必要的諮問事項として該当する条項】

- ・ 放送法施行規則改正案第66条（放送法第93条第4項（基幹放送の業務の認定の申請期間））
→「コミュニティ放送」の定義規定の変更に伴う改正
- ・ 電波法施行規則改正案第6条の4（電波法第6条第8項（無線局の免許申請期間））
→「コミュニティ放送」の定義規定の変更に伴う改正
- ・ 電波法施行規則改正案第10条（電波法第9条第4項及び第17条第1項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更））
→省令で引用する条項の項ずれ
- ・ 電波法施行規則改正案第42条の4（電波法第78条（電波の発射を防止するための措置））
→省令の条ずれ
- ・ 無線局免許手続規則改正案第15条（電波法第15条（簡易な免許手続））
→同一人が開設する基幹放送局における簡易な免許手続として、一の基幹放送局について記載をすれば、他の基幹放送局については記載を省略できる事項として「特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合、外国人等保有議決権割合」を追加。

「放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数：9件（法人：5件、個人：4件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

○法人【5件】（提出順）

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）衛星放送協会、（株）テレビ朝日ホールディングス、（株）フジ・メディア・ホールディングス

○個人【4件】

■「放送法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
放送法施行規則等の一部を改正する省令案のうち外資規制に関する規定について			
1	民放連は、外資規制が実効的に機能するには、行政と放送事業者の双方にとって合理的で過度の負担とならない仕組みであることが重要と指摘してきました。総務省においては、今後もこうした観点から規定内容の見直しや実務作業の簡素化などを適時適切に検討のうえ、放送事業者の負担軽減を図っていただきたいと思います。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	・外資規制の実効性を確保するためには、遵守状況の適確な把握と事業者負担とのバランスを考慮することが重要と考えており、本改正もそのような観点から改正を行うものです。引き続き、外資規制の実効性を確保するための制度の在り方について適時検討してまいります。	無
2	外資規制の実効性を確保するための制度整備そのものに異論はありません。 再免許・認定更新の際、特定役員が日本国籍を有することを証する書類の提出が過度な負担とならないよう、なるべく簡便なものとするなどの配慮を要望します。 あわせて、当協会への関係規定の適用に関連して意見を述べ	・賛同の御意見として承ります。 ・特定役員が日本国籍を有することの確認方法については、遵守状況の適確な把握と事業者負担とのバランスを考慮し、引き続き適時検討してまいります。 ・NHKは放送法において、地上基幹放送及び衛星基幹放送を行うことが必須業務として位置づけられており、NHKが外資規制に違反	無

	ます。電波法第5条および放送法第93条で外国人等の特定役員への就任が禁止されているところ、協会においては、会長、副会長および理事に加えて、経営委員会の委員が特定役員に該当するものと理解しています。このうち経営委員会委員は、放送法第31条に基づき、両議院の同意を得て内閣総理大臣に任命されますが、日本国籍を有しないことは委員の欠格事由となっておらず、内閣総理大臣による罷免事由ともされていません。したがって、仮に、すでに任命された委員のうち1人でも日本国籍を有していないことが後日判明した場合には、協会の責によらない事情で電波法第5条および放送法第93条違反として免許・認定の取り消しが行われ得る状態になり、協会にはそれを是正する手立てがありません。経営委員会委員の任命にあたって日本国籍を有することについての確認が当然に必要ですが、それにとどまらず、任期中に日本国籍を維持することの重要性や行政がその点について確認することの必要性が委員に認識されなければならないと考えます。政府においては、委員の任命等の際してこうした点に十分配慮されるよう、この機会に要望します。 【日本放送協会】	し、欠格事由に該当することがないよう、様々な場面を通じて遵守状況を適確に把握する必要があると考えます。	
3	一、基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項への外国人等が占める議決権の割合等の追加等 二、外資規制に違反した場合における認定等の取消猶予措置の対象の拡大 上記はおかしいと思います。日本での放送業務になぜ外国人の議決権が必要なのですか。日本人のための放送業務ではないのでしょうか。これは許せないことです。 【個人】	・放送法及び電波法は、外国人や外国法人が放送事業者の経営に影響を与えることがないよう、外国人や外国法人が放送事業者に対して保有する議決権の割合を一定の基準未満とする規制、いわゆる外資規制を設けています。 ・この外資規制の実効性を確保するために、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)では、申請書等の記載事項に外国人等が占める議決権割合等の基準を追加しており、今回の省令案は、施行のために必要な様式等を整備するものです。 ・外資規制に違反した場合における認定等の取消し猶予措置の対象の拡大についても、放送事業者には予見や統制がしにくい事情によ	無

		って外資規制に違反した場合に、直ちに認定等を取り消すこととしては、受信者に与える影響が大きい場合があることから、電波法及び放送法の一部を改正する法律において改正を行ったものであり、今回の省令案は、施行に必要な規定を整備するものです。	
4	外資議決権比率に関する事項に関して、現行制度では申請者が上場会社等以外の場合、日本人株主および日本法人について集計する方法が規定されており、これは合理的かつ実効性があるものです。 今回の省令改正案では、申請者が上場会社等かどうかによらず、外国法人等および外資系日本法人について集計する形に一本化する方針が示されました。しかしながら上場会社等以外の場合においては、実務作業の負担軽減や、制度の継続性等の観点から、従来の集計方法も引き続き併存させ、選択可能とすることが適切と考えます。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	・電波法及び放送法の一部を改正する法律により、外国人等が直接又は間接に占める議決権の割合が申請事項となることから、日本人株主及び日本法人を積み上げる方式ではなく、外国人株主及び外国法人を積み上げる方式としました。 ・外資議決権比率の計算方法については、上記の法の趣旨を踏まえて検討される必要があり、その上で、遵守状況の適確な把握と事業者負担とのバランスを考慮した制度の在り方について、適時検討してまいります。	無
5	民放連は間接出資について、出資状況を正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担となるケースがある旨を指摘し、合理的で過度の負担とならない仕組みを構築するよう要望してきました。 こうした観点から、外国法人等が複数の外資系日本法人を経由して地上基幹放送事業者等の議決権を保有している場合の計算方法において、外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権割合が千分の一以上であるものに限り算入する旨の規定は、より高い議決権割合に変更していただきたいと考えます。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	・外資規制の実効性を確保するためには、遵守状況の適確な把握と事業者負担とのバランスを考慮することが重要と考えており、本改正もそのような観点から改正を行うものです。引き続き、外資規制の実効性を確保するための制度の在り方について適時検討してまいります。	無
6	電波法および放送法の改正を経て、今回の省令改正により、外資規制違反の状況や受信者の利益に及ぼす影響等を勘案し、	・賛同の御意見として承ります。 ・外資規制に違反した場合に期間を定めて是正を求める制度について	無

	必要があると認めるときは、期間を定めて違反の是正を求める制度が導入されることに賛成します。 外資規制の違反はあってはならないことですが、万が一違反状態が判明した場合に、免許や認定を直ちに取消すのではなく、放送を継続しながら是正を可能とすることは、何よりも受信者の利益に適うものです。また外資規制に抵触する要因は必ずしも放送事業者に帰責するとは限らないことから、総務省は違反に至った状況を丁寧に確認し、適切に勘案していただきたいと考えます。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	では、欠格事由に該当することとなった状況や、受信者の利益に及ぼす影響等を勘案することとなっているところ、法の趣旨にのっとり総務省として適切に運用してまいります。	
7	◆外資規制の実効性を確保するための制度整備 ①申請書等の記載事項への外資比率等の追加 ・賛成記載は当然必要な事項である。 ②変更の届出の様式、変更届の閾値 ・賛成閾値の考え方が導入されたことは、放送事業者 に求められる対応が明確化される制度 となっている ③定期報告の様式、実施期間等 ・賛成 今後の外資規制違反を起こさないためにも必要 ◆外資規制の違反時の是正措置の整備 ・賛成 外資規制の実効性を確保するための制度整備に基づき放送事業者として違反を起こさないことが大前提となるが、違反時に視聴者保護の観点からは是正を求める手段も採れるようにする今回の制度整備は適切 ◆基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度 ・賛成 視聴者保護の観点から必要 【衛星放送協会】	・賛同の御意見として承ります。	無
8	□外資規制は、自国民を優先した電波利用と言論・報道機関としての放送の社会的影響力を踏まえて、外国性を制限する趣旨で	・賛同の御意見として承ります。 ・外資規制の実効性を確保するためには、遵守状況の適確な把握と	無

	あり、重要な制度と認識しています。 □外資規制の法令に基づく各届出・報告においては、放送事業者の実務上の事情を考慮し、法令の範囲内で柔軟に運用していただくことを要望します。特に外国法人等による間接保有の把握は、該当する株主側の作業に左右されることから、各届出・報告の実運用において、株主に負担をかけないように配慮していただくことを強く要望します。 □将来的には株券の電子管理や行政全体のデジタル化の潮流を踏まえて、証券保管振替機構や株主名簿管理人、口座管理機関等が管理するデータベースを直接活用して、外国性を随時、正確に把握できる形式にアップデートしていくことが望ましいと考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】	事業者負担とのバランスを考慮することが重要と考えており、本改正もそのような観点から改正を行うものです。引き続き、外資規制の実効性を確保するための制度の在り方について適時検討してまいります。 ・デジタル技術の活用については、検討会の報告書においても、デジタルデータの活用可能性を追求しながら運用の改善に努めるべき旨の提言をいただいております、デジタル技術の活用可能性について今後検討を進めてまいります。	
9	□「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」取りまとめ(令和4年1月)で示された「正確な外資比率の算定が困難なケース」に対応するためには、外国法人等が複数の外資系日本法人を経由して間接保有する場合において、外資系日本法人が保有する議決権割合(a,b%)だけでなく、外国法人等が保有する議決権割合(A,B%)の計算対象にも一定の閾値を設けることが不可欠と考えます。 □上記の外国法人等が保有する議決権割合(A,B%)にも閾値を設定していただき、各閾値(A,B,a,b%)について、事業者等の負担軽減と必要な外資規制の有効性の双方を考慮したなるべく高い値にさせていただくことを強く要望します。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】	・外資規制の実効性を確保するためには、遵守状況の適確な把握と事業者負担とのバランスを考慮することが重要と考えており、本改正もそのような観点から改正を行うものです。引き続き、外資規制の実効性を確保するための制度の在り方について適時検討してまいります。	無
10	□外資規制の違反状態が判明した際に、その状況や及ぼす影響に加えて、是正に要する期間等を勘案して是正措置を検討できることは、視聴者・社会への影響をなるべく避ける観点で望ま	・賛同の御意見として承ります。	無

	いと考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】		
11	●外資比率等に変更があった場合の届出義務化が新たに設けられたことについては理解しますが、この制度が開始された後、変更届出要否や届出内容の実効性の担保を適宜検証するとともに、検証の際には事業者の実務上の負担についても考慮することを望みます。 ●特に、施行後最初の届出になると思われる 2023 年度については、対象事業者の負担等を考慮した運用を希望します。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】	・外資規制の実効性を確保するためには、遵守状況の適確な把握と事業者負担とのバランスを考慮することが重要と考えており、本改正もそのような観点から改正を行うものです。引き続き、外資規制の実効性を確保するための制度の在り方について適時検討してまいります。	無
12	●間接議決権割合の計算方法の緩和(外資系日本法人が保有する認定放送持株会社・地上基幹放送事業者等の議決権割合が 0.1%未満の議決権は計算対象外)は歓迎しますが、認定放送持株会社・地上基幹放送事業者が外国人関連株主を完全に把握・追跡することがどの程度の事務負担となるのか見通せません。 ●そのため、0.1%の議決権割合をより高い割合へ変更するなど、今後も認定放送持株会社・地上基幹放送事業者の意見を聞きながら、必要に応じて制度の見直しを検討できるような柔軟な制度運用を要望します。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】	・賛同の御意見として承ります。 ・外資規制の実効性を確保するためには、遵守状況の適確な把握と事業者負担とのバランスを考慮することが重要と考えており、本改正もそのような観点から改正を行うものです。引き続き、外資規制の実効性を確保するための制度の在り方について適時検討してまいります。	無
13	●外資規制違反時の是正措置が設けられることを歓迎します。 ●認定放送持株会社・地上基幹放送事業者として規制遵守のために万全を期すことは当然のことで、外資規制の違反はあってはならないことですが、万が一違反状態が判明した場合に、認定や免許を直ちに取り消すのではなく、放送を継続しながら是正を可能とすることは受信者の利益にも適うものと考えます。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】	・賛同の御意見として承ります。	無

14	●名義書換拒否制度については、外国法人等の議決権が20%以上になる場合に初めて名義記載を拒否できる現行制度を変更して、バッファーを設けるなどの予防的な措置を検討することを要望します(例えば、事前に対外的に明示したうえで、15%以上となる場合は拒否可能とするなど)。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】	・名義書換拒否制度は、外資規制の実効性の確保と、外国人投資家等の保護の観点から、外資規制の株主の外国人等が占める議決権比率が欠格事由に該当することとなるときにはじめて適用される制度です。 ・いただいた御意見については上記の法の趣旨を踏まえながら、適時検討してまいります。	無
15	自治体やコミュニティ段階で外国人の権利主張が幅を利かせてきている中で、コミュニティ放送で外資の間接出資規制を廃止するというのは、納得いきませんね。 【個人】	・コミュニティ放送に関する間接出資規制の廃止については、コミュニティ放送は放送区域が狭く、県域を対象とする地上基幹放送と比べると相対的に社会的影響力が小さいこと、また、コミュニティ放送の放送区域では同じ超短波放送の県域放送が重畳していること等の理由から、電波法及び放送法の一部を改正する法律において改正されるものであり、今回の省令案は、法律の内容を踏まえ、施行に必要な規定を整備するものです。	無
放送法施行規則等の一部を改正する省令案のうち還元目的積立金に関する規定について			
16	放送法施行規則の一部改正案のうち、還元目的積立金に関する諸規定については、概ね妥当と考えます。協会は、この省令が施行されましたら、この規定および本年1月に公表した「NHK経営計画(2021-2023年度)※2023年1月修正」(修正中計)に基づき、着実に視聴者への還元を実施していく考えです。 一点、修正中計では、災害時等の持続可能性を担保する財政安定のための繰越金について、「少なくとも500億円程度必要」としております。現在の省令案でも「500億円程度」を概ね確保することができると考えておりますが、今後、大規模災害や経済変化のリスクをより大きく見積もることが必要な状況となった場合には、省令の見直しをお願いすることも必要になると考えます。 【日本放送協会】	・賛同の御意見として承ります。 ・御指摘の「財政安定化のための繰越剰余金」について、「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」(2021年1月 公共放送の在り方に関する検討分科会)においては、その水準の検討に当たって、 ①1990年から2000年代半ばまで200～600億円で推移していたが、財政上の問題は発生していないこと ②2011年の東日本大震災後に際して、繰越剰余金の取崩しは行われなかったこと ③NHKは、放送法に基づき放送設備の建設又は改修の資金の調達のため、経営委員会の議決を経て、放送債券の発行が認められていること を考慮する必要がある事情として挙げており、これを踏まえ、本省令案においては当該水準の上限を「事業支出の8%」と規定したもので	無

		あり、適当であると考えています。 御指摘にあるような「今後、大規模災害や経済変化のリスクをより大きく見積もることが必要な状況となった場合」等においては、諸事情を勘案し、「財政安定化のための繰越剰余金」の水準の見直し等を検討することも必要と考えます。	
その他の意見			
17	しない方が良いと思います。 【個人】	・本改正は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行に必要となる政省令等の整備を行うものです。	無
18	放送法施行規則等の一部を改正する省令案(新旧対照表)より ページ 4/173 改正前 「第五十八条[同上]2協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知するものとする。」 は残した方が良いと思います 【個人】	・御指摘いただいた放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)第 58 条の規定は、基幹放送の休廃止の公表に関する放送法施行規則第 86 条の2が新たに設けられることを踏まえ、規定の整理を行ったものであり、協会及び学園の廃止又は休止についての公表は同規則第 86 条の2で規定されています。	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

令和 5 年 3 月 8 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等
(令和 5 年 3 月 8 日 諮問第 1 0 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(竹村課長補佐、橋本係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 9 3

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等

1 諮問の概要

FM 補完中継局等の一部中継局について、再免許の場合は申請公示を不要とするための省令案について諮問するとともに、令和 5 年の地上基幹放送局の再免許等に際し付す予定の条件等について報告する。

2 改正又は変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- ・ **FM 補完中継局等の一部中継局について、再免許の場合は周波数公示を行わないよう規定。【電波法施行規則第六条の四】**
- ・ 令和 5 年の一斉再免許を控え、免許等申請書類における様式について、技術的な修正を加えるもの。
【無線局免許手続規則別表第二号第 1 の注 23 及び注 24、放送法施行規則第七十四条第 2 項第一号、別表第七の一号第 1 注 2、別表第八号第 1 注 5、別表第十五号第 2 】】
- ・ 令和 5 年の地上基幹放送局の再免許等について、当該再免許等の審査、条件等を新規制定。
【地上基幹放送局の再免許等の審査について】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4 意見募集の結果

電波法施行規則等の一部を改正する省令案： 0 件

地上基幹放送局の再免許等の審査について： 6 件

「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等についてに係る意見募集」 に対して提出された意見と総務省の考え方

1 意見募集期間

令和5年1月24日(火)から同年2月22日(水)まで

2 意見提出者(合計6者)

- (1) 放送事業者(3者)
東海テレビ放送株式会社
株式会社フジテレビジョン
株式会社テレビ朝日
- (2) 団体(1者)
一般社団法人日本民間放送連盟
- (3) 個人(2者)

3 提出された意見と総務省の考え方

別添のとおり

「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等についてに係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

3

地上基幹放送局の再免許等の審査について				
番号	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1 再免許等の審査				
(3) 外資規制・マスメディア集中排除原則				
01	個人	外資比率のチェックは、直接の株主だけでなく、間接的な株主の構成についてもしっかりやってほしいものです。	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
2 再免許等の条件				
(1) 外資規制				
02	個人	外資比率のチェックは、直接の株主だけでなく、間接的な株主の構成についてもしっかりやってほしいものです。(再掲)	本案に対する賛成のご意見として承ります。	無
(3) 教育・教養番組の割合				
03	個人	「(3) テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上(総合放送を行うものに限る。日本放送協会の教育放送の場合は、「教育番組75%以上、教養番組15%以上」とする。)を確保するための体制を整備すること。」について4点申し上げる。 <意見1> 1つの番組が複数の番組種別を兼ねることがよく見られるが、そのような場合の放送時間の計算の取り扱いについて明示すべきである。 <意見2> 児童向けではないアニメ番組やドラマの中にも、友情・愛情・奉仕の精神など情操について大人が学ぶことができるものがあるから、社会教育の一環として教育番組として認められるべきである。 <意見3> 番組種別の設定は放送事業者が第一次的に策定し、その後視聴者が放送を視聴して判断がなされることに委ねられるべきものであり、今回の制定でいやくも国が放送事業者(NHKは除く)の番組種別設定に安易に干渉することは許されるべきものではない。 <意見4> 公共放送と民間放送の二元体制を今後も採用することを踏まえるとともに、NHKが国民の受信料によって運営される公共性の高い組織であることを踏まえ、NHKの総合テレビジョン放送については、教養番組は25%以上とすべきである。また、報道番組について、定量的な基準までは求めないが、現状22時以降の放送時間が民放に比べて少ないと思われるから、1日を通してまんべんなく放送時間が確保されることが望ましい旨を明記すべきである。	再免許等に当たっての条件については、再免許等に係る実際の申請内容等を踏まえて行います。いただいたご意見は、その際の参考とさせていただきます。 なお、番組種別については放送事業者が自ら定めるものであり、本案により総務省が番組種別の設定に干渉するものではありません。	無

「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等についてに係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

4

04	一般社団法人日本民間放送連盟	地上基幹放送局の再免許等に向けて示された「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等について」および「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」については、次の修正要望 1 件を除き、妥当なものと考えます。 なお前回2018年の地上基幹放送局の再免許の時点から、コロナ禍を経て、行政の事務手続きの簡素化・合理化が大きく進展していることなどを踏まえ、再免許等の申請の実務においては、提出資料をできる限り簡素化するなど、申請者の負担軽減を図っていただきたいと思いますと考えます。 また総務省においては、再免許等の申請に関して事前に相談があった場合、申請者の事情等を丁寧に把握し、対応していただきたいと思いますと考えます。 放送法は「放送の自律」を保障（第 1 条第 2 号）し、「放送番組編集の自由」（第 3 条）を規定しています。 テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送にあたり、教育番組 1 0 % 以上、教養番組 2 0 % 以上を確保する旨の免許条件を付すとの考え方が示されていますが、放送法の趣旨からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則と考えます。 また「放送番組の種別の公表」制度に沿って、総合編成のテレビ放送事業者は番組種別や放送時間を半年ごとに公表していることから、番組調和の履行状況の透明性は、制度的に確保されているとところです。 したがって同免許条件を付すことは不要と考えますので、削除するよう要望します。	再免許等に当たっての条件については、再免許等に係る実際の申請内容等を踏まえて行います。いただいたご意見は、その際の参考とさせていただきます。 なお、本免許条件は、地上テレビ放送についてこれまで長年にわたって設けられてきていることや、国民生活における教育番組・教養番組の重要性等を十分に勘案することが必要と考えます。	無
05	東海テレビ放送株式会社	・放送法第一条 2 項では「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」と放送の自律を保障し、第 3 条では「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」と放送番組編集の自由について規定しています。 今回新たに付す条件として『テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、「教育番組 10 % 以上、教養番組 20 % 以上」を確保するための体制を整備すること』との考え方が示されています。しかし、放送法の趣旨からすると、各番組種別の具体的比率は放送事業者の自主自律に任せるものであると考えます。また放送番組の種別については放送法に基づき改編期ごとに公表していることから、上記条件を付すことは不要と考えますので、削除するよう要望します。		無
06	株式会社フジテレビジョン	2 再免許等の条件「（3）テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組 10 % 以上、教養番組 20 % 以上を確保するための体制を整備すること」について、放送番組には番組調和原則によって、種別ごとの放送時間を公表する義務が課せられており、その運用状況が確認できる状態にある以上、改めて再免許の条件とする必要はないと考えます。放送番組の編集の自由の観点からすれば、番組種別の具体的な比率は放送事業者の自主的な判断に委ねられるべきものであり、削除を要望します。		無
07	株式会社テレビ朝日	○放送番組の編集及び放送の比率は、放送事業者が自律的かつ柔軟に決定できることが原則であり、「放送番組の種別の公表制度」に沿って、番組種別や放送時間を春・秋の改編期ごとに公表しており、「番組調和原則」の履行に関する透明性は、制度的に確保されております。 ○よって、再免許等の条件として、『テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組 1 0 % 以上、教養番組 2 0 % 以上を確保すること』と付すことは不要であると考えます。		無
その他				
08	一般社団法人日本民間放送連盟	地上基幹放送局の再免許等に向けて示された「地上基幹放送局の再免許等に関する審査等について」および「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」については、次の修正要望 1 件を除き、妥当なものと考えます。 なお前回2018年の地上基幹放送局の再免許の時点から、コロナ禍を経て、行政の事務手続きの簡素化・合理化が大きく進展していることなどを踏まえ、再免許等の申請の実務においては、提出資料をできる限り簡素化するなど、申請者の負担軽減を図っていただきたいと思いますと考えます。 また総務省においては、再免許等の申請に関して事前に相談があった場合、申請者の事情等を丁寧に把握し、対応していただきたいと思いますと考えます。（再掲）	いただいたご意見を踏まえ、再免許等申請の提出資料の一部の省略について検討を行います。	無
09	株式会社テレビ朝日	○再免許申請の実務については、提出資料をできる限り簡素化するなど、申請者の負担軽減を図るよう要望いたします。		無

注：その他、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。

地上基幹放送局の再免許等の審査について（案）

地上基幹放送局（コミュニティ放送及び受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の免許及び再免許並びに地上基幹放送の業務の認定（以下「再免許等」という。）について概要は下記のとおり。

記

1 再免許等の審査

再免許等の申請については、電波法（昭和25年法律第131号）、放送法（昭和25年法律第132号）、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）等の規定に基づき、次の項目を始め、各審査項目について審査を行う。

- （１） 無線設備及び基幹放送の業務に用いる電気通信設備が法令に基づく技術基準に適合していること
- （２） 業務を維持するに足りる経理的な基礎及び技術的能力を有していること
- （３） 株主及び役員の構成が外資規制やマスメディア集中排除原則に違反していないこと
- （４） 放送事業者の自主・自律に基づき放送番組の適正が図られる取組や体制が整備されていること
- （５） 教育番組又は教養番組等放送番組の相互の間の調和を保つこと（日本放送協会及び民放テレビジョン事業者）
- （６） 災害放送の充実に取り組んでいること（災害時の放送継続対策を含む）
- （７） 視聴覚障害者向け放送の拡充に取り組んでいること

特に災害放送及び視聴覚障害者向け放送の充実並びに基幹放送の業務に用いられる電気通信設備におけるサイバーセキュリティの確保に必要な措置が講じられているかについて留意する。

また、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和４年法律第63号）により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、審査を遺漏なく行う。

その他、再免許等を受けた後、中波放送を行う特定地上基幹放送事業者及び中波放送を行う基幹放送事業者の業務の用に設備を供する基幹放送局提供事業者が、経営判断として基幹放送局（親局）を中波放送から超短波放送へ変更すること（以下「FM転換」という。）又はFM転換を伴わず、自身に属する中波放送を行う基幹放送局（中継局）を廃止することを検討し、将来の事業計画として申請を行った場合は、当該計画が「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和５年３月※日公表）」を踏まえたものであるかについて留意する。

※「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の
発表日を記載

2 再免許等の条件

電波法第104条の2第1項の規定に基づき、上記1に示した事項を踏まえ、次の趣旨の条件を付すものとする。

- (1) 電波法及び放送法の一部を改正する法律により実効性の確保等の観点から見直された外資規制について、免許を受けることができない者となっていないことの確認及び変更の届出等の手続きを遺漏なく行うこと。
- (2) 電波法による検査を受検する際に登録点検が実施される場合には、法律で定められている手続きであるということを踏まえ、適切な体制を整えた上で対応すること。
- (3) テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上（総合放送を行うものに限る。日本放送協会の教育放送の場合は、「教育番組75%以上、教養番組15%以上」とする。）を確保するための体制を整備すること。
- (4) 令和5年11月1日から令和7年1月31日までの間における、AM局の6か月以上の運用休止を行う際には、上記1の「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」に示した要件を充足するようにすること。その場合は、電波法第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱う（特例措置）。なお、当該期間終了後、更に運用休止が必要と認められる場合においても、同じ取扱いとする。

（注）条件付与及び要請については、実際の申請内容等を踏まえて行うものとする。

3 今後の予定

令和5年4月下旬	申請受付公示
5月1日～7月31日	申請受付期間 【3か月間】
10月	電波監理審議会（申請審査に係る諮問・答申）
11月1日	再免許等処分

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(必要的諸問事項はゴシック体)

改 正 後	改 正 前
(公示する期間内に申請することを要しない無線局) 第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。 「一ゝ六 略」 七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局 (第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するもの (再免許の申請に係るものを除く。) を除く。) 「八ゝ十 略」	(公示する期間内に申請することを要しない無線局) 第六条の四 「同上」 「一ゝ六 同上」 七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局 (第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。) 「八ゝ十 同上」
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1枚目～6枚目 略]

[注1～22 略]

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄の記載は、別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように23の欄に記載すること。

[表略]

[(1)～(8) 略]

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間（テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等（学園が開設するものを除く。）及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等（協会が開設するものに限る。）に限る。以下この注において同じ。）及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。）について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計								
合計	備考							
時間 分（ 分）	字 時間 分							
※字幕付与可能な1週間の放送時間	（ 分） %							
時間 分（ 分）	解 時間 分							
※権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間	（ 分） %							
時間 分（ 分）								

[（注1）～（注3） 略]

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場

改正前

別表第二号第1 [同左]

[1枚目～6枚目 同左]

[注1～22 同左]

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

[表同左]

[(1)～(8) 同左]

(9) [同左]

ア [同左]

(ア) [同左]

A [同左]

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計								
合計	備考							
時間 分（ 分）	字 時間 分							
※字幕付与可能な1週間の放送時間	（ 分） %							
時間 分（ 分）	解 時間 分							
時間 分（ 分）	（ 分） %							

[（注1）～（注3） 同左]

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場

合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とし、解説放送にあつては、<u>権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間とする。</u>）について、<u>字幕放送、解説放送の別</u>に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。 〔（注5） 略〕 〔B 略〕 〔（イ）・（ウ） 略〕 〔イ～オ 略〕 〔10～14 略〕 15 別紙17は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。 ア 見積表 〔（注1）～（注5） 略〕 （注6） 次の書類を添付すること（地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。） 〔（ア） 略〕 （イ） 最近の決算期における計算書類（施行規則第43条の2第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。） 〔（ウ） 略〕 〔（注7）・（注8） 略〕 〔イ 略〕 〔16～18 略〕 24 23の欄は、次によること。 〔（1）～（7） 略〕 <u>〔8〕 22の欄の事項について、23の表の右欄の注により別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄は、別紙7に記載のとおり、別紙1～6、〔8〕～〔10〕、〔13〕～〔16〕については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。</u> <u>〔9〕</u> 〔略〕 〔25～32 略〕	合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の<u>放送時間とする。</u>）について、<u>字幕放送及び解説放送の別</u>に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。 〔（注5） 同左〕 〔B 同左〕 〔（イ）・（ウ） 同左〕 〔イ～オ 同左〕 〔10～14 同左〕 15 〔同左〕 ア 〔同左〕 〔（注1）～（注5） 同左〕 （注6） 〔同左〕 〔（ア） 同左〕 （イ） 最近の決算期における計算書類（施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。） 〔（ウ） 同左〕 〔（注7）・（注8） 同左〕 〔イ 同左〕 〔16～18 同左〕 24 〔同左〕 〔（1）～（7） 同左〕 〔新設〕 <u>〔8〕</u> 〔同左〕 〔25～32 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び取扱いの11番上欄を付した懸記語を添へ付すこととされ記載は記述される。	

（放送法施行規則の一部改正）

第三条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(認定の更新の申請)

第七十四条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる基幹放送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

1 地上基幹放送 別表第六号から別表第九号までの様式による書類

[1] 略

別表第七の一号（第65条第1項関係）

[第1 略]

[表略]

[注1 略]

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

[(1)～(8) 略]

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計								
合計	備考							
時間 分（ 分）	字 時間 分							
※字幕付与可能な1週間の放送時間	（ 分） %							
時間 分（ 分）	解 時間 分							
※権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間	（ 分） %							
時間 分（ 分）								

[(注1)～(注3) 略]

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについ

改正前

(認定の更新の申請)

第七十四条 「同上」

2 「同上」

1 地上基幹放送 別表第六号から別表第十号までの様式による書類

[1] 同上

別表第七の一号（第65条第1項関係）

[第1 同左]

[表同左]

[注1 同左]

注2 「同左」

[(1)～(8) 同左]

(9) 「同左」

ア 「同左」

(ア) 「同左」

A 「同左」

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計								
合計	備考							
時間 分（ 分）	字 時間 分							
※字幕付与可能な1週間の放送時間	（ 分） %							
時間 分（ 分）	解 時間 分							
	（ 分） %							

[(注1)～(注3) 同左]

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホンニック放送、2か国語放送、データ放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方

て表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の<u>放送時間とし、解説放送にあつては、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く1週間の放送時間とする。</u>）について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。 〔（注5）・（注6） 略〕 〔B 略〕 〔（イ）・（ウ） 略〕 〔イ～オ 略〕 〔(10)～(15) 略〕 別表第八号（第65条第1項関係） 第1 見積表 〔注1～注4 略〕 注5 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）。 〔（ア）・（イ） 略〕 （ウ） 最近の決算期における<u>計算書類（施行規則第86条第2項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。）</u> 〔（エ） 略〕 〔（注6）・（注7） 略〕 〔第2・第3 略〕 別表第十五号（第74条第1項関係） 〔第1 略〕 第2 添付書類 別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号<u>及び別表第九号</u>の様式のとおりとする。	<u>法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示すること。</u> <u>この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の<u>放送時間とする。</u>）</u>について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。 〔（注5）・（注6） 同左〕 〔B 同左〕 〔（イ）・（ウ） 同左〕 〔イ～オ 同左〕 〔(10)～(15) 同左〕 別表第八号（第65条第1項関係） 第1 〔同左〕 〔注1～注4 同左〕 注5 〔同左〕 〔（ア）・（イ） 同左〕 （ウ） 最近の決算期における<u>計算書類</u> 〔（エ） 同左〕 〔（注6）・（注7） 同左〕 〔第2・第3 同左〕 別表第十五号（第74条第1項関係） 〔第1 同左〕 第2 添付書類 別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号、<u>別表第九号及び別表第十号</u>の様式のとおりとする。
備考 別表第 [] の記載が必須でない。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

令和 5 年 3 月 8 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可
(令和 5 年 3 月 8 日 諮問第 1 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村課長補佐、行徳係長、堂上係長、成毛官)

電話：03－5253－5778

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 諮問の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 3 項の規定に基づき日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。

なお、この認可申請は、NHK 受信料制度等検討委員会の答申（令和 5 年 2 月 3 日）の結果を踏まえて行われたものである。

※ 経営委員会が受信規約の変更の議決に当たり実施する、国民・視聴者からの意見募集手続については、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）附則第 3 項に規定する特例により、実施されなかった。

（1）放送受信規約の変更内容及び理由

受信規約第 12 条の 2 において、「放送受信契約者が放送受信料の支払いを 3 期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1 期あたり 2.0% の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない」と規定されている。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、総務大臣の認可（令和 2 年 5 月 8 日付）を受けて、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間の放送受信料について支払いを猶予する措置を講じていたところ、受信料の支払いが困難な受信契約者が引き続き発生していることから、総務大臣の認可（令和 3 年 3 月 10 日付）を受けて、当該措置の対象とする期間を令和 3 年 9 月まで延長した。その後、総務大臣の認可（令和 3 年 9 月 13 日付）を受けて、当該措置の対象とする期間を令和 4 年 3 月まで延長し、さらに、総務大臣の認可（令和 4 年 3 月 7 日付）を受けて、当該措置の対象とする期間を令和 4 年 9 月まで延長した。続いて、総務大臣の認可（令和 4 年 9 月 28 日付）を受けて、当該措置の対象とする期間を令和 5 年 3 月まで延長した。

今回の受信規約の変更は、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者が発生していることから、当該措置の対象とする期間を再度延長するため、令和 2 年 4 月から令和 5 年 9 月までの間の放送受信料については、延滞利息を発生させないこととし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを 3 期分以上延滞したとき」の期間に通算しないこととするよう、協会の放送受信規約について規定の整備を行うものである。

なお、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを 5 月 8 日に見直す方針を示しているが、位置づけが見直されたとしても、国民生活および国民経済への影響が直ちになくなるわけではなく、支払いを猶予する措置を終了する場合は、当該措置の期間が長期化していることも踏まえ、事前の周知期間を十分に確保したうえで丁寧に対応していく必要があること等からその措置を延長するものである。

(2) 変更しようとする条項

変更案	現行
付則 （新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置） 1 6 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年<u>9月</u>までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。	付則 （新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置） 1 1 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年<u>3月</u>までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。

※現行放送受信規約付則第11項は、2023年1月18日付で総務大臣に認可された変更により、2023年4月1日付で第16項となる。

(3) 事業収支に及ぼす影響

今回の放送受信規約の変更に伴う支払猶予は時限的な措置であり、協会の今後の事業運営に影響を及ぼすものではないと考えている。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

3 審査の結果

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、協会において実施する延滞利息に係る特例措置の期間を延長するものであり、現下の新型コロナウイルス感染症の状況、及び受信料の支払いが困難な受信契約者の発生状況に鑑みて、妥当なものである。また、今回の契約条項の変更により現在の特例措置の内容が変更されるのではなく、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われることから、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

令和 5 年 3 月 8 日

九州朝日放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定
(令和 5 年 3 月 8 日 諮問第 1 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(竹村課長補佐、橋本係長)

電話：03－5253－5793

1 諮問の概要

審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、認定放送持株会社の認定を行うことについて諮問する。

2 申請の概要

※ 令和5年4月1日付けで「九州朝日放送株式会社」に商号変更し、申請対象会社から免許承継予定。

3 審査の概要

本申請について、法第 159 条第 1 項及び第 2 項、放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号。以下「基準」という。）第 18 条(1)～(6)の規定に基づき、以下の審査項目について審査した結果、いずれも適合しているものと認められる。

- 1 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であって、2 以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするものであること。 【法第 159 条第 1 項・基準第 18 条(1)関係】
- 申請対象会社が、株式会社であること。 【法第 159 条第 2 項第 1 号・基準第 18 条(2)関係】
- 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。 【法第 159 条第 2 項第 2 号・基準第 18 条(3)関係】
- 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100 分の 50 を超えることが確実であると見込まれること。 【法第 159 条第 2 項第 3 号・基準第 18 条(4)関係】
- 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。 【法第 159 条第 2 項第 4 号・基準第 18 条(5)関係】
- 欠格事由に該当しないこと。 【法第 159 条第 2 項第 5 号・基準第 18 条(6)関係】